

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月四日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第七十号

東京都北区自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区自転車等駐車場条例施行規則（昭和六十一年三月東京都北区規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号を次のように改める。

一 削除

第八条の二第一号を次のように改める。

一 削除

別表第一中

板橋駅東口自転車駐車場
北赤羽駅赤羽口自転車駐車場

を

北赤羽駅赤羽口自転車駐車場

に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月七日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第七十一号

東京都北区高齢者住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区高齢者住宅条例施行規則（平成九年十月東京都北区規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

5 区長は、新たに高齢者住宅の使用を許可された者（東京都北区一人ぐらし高齢者アパート提供事業実施要綱（平成元年八月十四日元北厚老第四百六十六号。以下「要綱」という。）第七条の規定による利用者であつて、要綱第三十八条第一項第八号の規定に該当してアパートを明け渡した者に限る。）について、使用を許可された高齢者住宅の使用料（以下「新使用料」という。）が従前のアパートの最終の利用料（以下「従前利用料」という。）を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、条例第十四条第一項、第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、新使用料から従前利用料を控除した額に公営住宅法施行令第十二条の表上欄各項に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ同表下欄各項に定める率を乗じた額を減額するものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月八日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十二号

東京都北区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立公園条例施行規則（昭和三十三年四月東京都北区規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第二号及び第三号、第一条の五、第一条の六第三号から第七号までの規定、第一条の九並びに第一条の十第三項中「有料公園施設」を「公園」に改める。

第六条第五項中「前各項」を「第一項から第三項まで」に改め、「、自動車を前各項の規定にかかわらず」及び「、当該前各項の規定にかかわらず」を削る。
付則に次の二項を加える。

（東京都北区立飛鳥山公園駐車場の使用申請及び承認の特例）

3 令和二年十二月十日から区長が別に定める日までの間に限り、第六条第五項の規定にかかわらず、東京都北区立飛鳥山公園駐車場（以下「飛鳥山公園駐車場」という。）の使用申請は、電子メール若しくはファクシミリを使用する方法又は飛鳥山公園駐車場で係員に直接申請する方法により行うものとする。この場合において、係員が飛鳥山公園駐車場に入場させたことをもつて、飛鳥山公園駐車場の使用に係る区長の承認があつたものとみなす。

4 前項の区長の承認は、申請の順序により行うものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、付則に二項を加える改正規定は、令和二年十二月十日から施行する。

東京都北区立児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月八日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第七十三号

東京都北区立児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立児童遊園条例施行規則（昭和三十三年五月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第十二条とする。

第三条各号列記以外の部分中「第十条」を「第十六条」に改め、同条第一号中「第十条第一号」を「第十六条第一項第一号」に改め、同条第二号中「同条第一項第二号」を「条例第十六条第一項第二号」に改め、同条第三号中「同条第一項第三号」を「条例第十六条第一項第三号」に改め、同条を第十一条とする。

第二章を第三章とする。

第二条の二第一項中「第七条ただし書」を「第十三条ただし書」に改め、同条を第十条とする。

第二条中「第七条」を「第十三条」とする。

第一条第一項中「東京都北区立児童遊園条例（昭和三十三年四月条例第三号。以下「条例」という。）第六条」を「条例第十二条」に改め、同条を第八条とする。第一章を第二章とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、東京都北区立児童遊園条例（昭和三十三年四月東京都北区条例第三号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の申請）

第二条 条例第六条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書（別記第一号様式）により区長に申請しなければならない。

2 条例第六条第二項及び第四項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 団体に関する書類

ア 団体の概要及び運営理念に関する書類

イ 登記事項証明書（法人に限る。）

ウ 定款、寄附行為又はこれに準ずるもの（法人に限る。）

エ 印鑑証明書（法人に限る。）

オ 団体の予算及び決算に関する書類で区長が指定するもの

カ 納税に関する書類で区長が指定するもの

キ その他区長が必要と認めるもの

二 児童遊園の管理運営に関する書類

ア 職員体制その他児童遊園の管理運営に関し区長が指定する書類

イ 経営改善計画に関する書類（条例第六条第四項に規定する場合に限る。）
ウ 資金収支計画に関する書類で区長が指定するもの
エ 情報管理体制に関する書類で区長が指定するもの
オ その他区長が必要と認めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者として児童遊園の管理を引き継ぐために必要な事項その他区長が必要と認める事項に関する書類

3 区長は、条例第六条第三項又は第四項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、指定管理者候補者選定結果通知書（別記第二号様式）により通知するものとする。

（指定管理者の指定）

第三条 区長は、条例第六条第三項又は第四項の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理者指定通知書（別記第三号様式）により、指定しなかつたときは指定管理者非指定通知書（別記第四号様式）により通知するものとする。

（指定管理者の指定の取消し等）

第四条 区長は、条例第七条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者指定取消・業務停止通知書（別記第五号様式）により通知するものとする。
（事業報告書）

第五条 指定管理者は、条例第八条第一項の規定に基づき、毎年度終了後六十日以内に、その管理する児童遊園に関し区長が定める事項を記載した事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。ただし、条例第七条第一項の規定により年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して六十日以内に事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

（協定の締結）

第六条 条例第九条に規定する協定で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 条例第五条に規定する業務の実施に関する事項
- 二 事業の実績報告等に関する事項
- 三 児童遊園の管理に要する費用に関すること。
- 四 児童遊園の管理に関し取得し、又は保有する個人情報保護に関すること。
- 五 児童遊園の管理の終了時における引継ぎに関すること。
- 六 児童遊園の管理に関し区長が行う報告の聴取、実地についての調査及び必要な指示に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、児童遊園の管理に関し必要な事項
（選定委員会）

第七条 指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、区長が別に定めるところにより指定管理者候補者選定委員会を設置する。

別表中「第二条」を「第九条」に改める。
別表の次に次の五様式を加える。

第1号様式（第2条関係）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

東京都北区長 殿

主たる事務所の所在地
法人（団体）名
代表者名 印

東京都北区 の指定管理者の指定申請について

標記の件について、東京都北区 の趣旨を踏まえ、書類を添えて
下記のとおり申請します。

記

- 1 法人（団体）の主たる事務所の所在地
- 2 法人（団体）名
- 3 代表者名
- 4 所轄庁
- 5 法人（団体）の担当者
- 6 電話番号・FAX番号

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

様

東京都北区長

印

指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のあった、
における指定管
理者の指定につきまして、選考の結果、下記のとおりとなりましたので、通知いたしま
す。

記

- 1 選定結果
- 2 理由（選定されなかった場合）
- 3 その他

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

様

東京都北区長

印

指 定 管 理 者 指 定 通 知 書

東京都北区立児童遊園条例第6条第 項の規定により、下記のとおり貴団体の
の指定管理者に指定しましたので、通知いたします。

記

- 1 指定期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 東京都北区立児童遊園条例施行規則第6条の規定により、管理の内容等については
別途協定書により定める。

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

様

東京都北区長

印

指 定 管 理 者 非 指 定 通 知 書

貴団体は、
たします。

の指定管理者として指定されませんでしたので、通知い

（理由）

第5号様式（第4条関係）
（表）

年 月 日

様

東京都北区長

印

指定管理者指定取消・業務停止通知書

東京都北区立児童遊園条例第7条第1項の規定により、下記のとおり
の指定管理者の 指定を取消します
業務の全部を停止します ので、通知します。
業務の一部を停止します

記

- 1 指定期間
- 2 取消日
又は停止期間
- 3 理由
- 4 一部停止する業務（業務の一部停止の場合のみ）

（裏面へ続く）

(裏)

(注意) (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

(2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は、東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十四号

東京都北区興行場法施行条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区興行場法施行条例施行規則（昭和五十九年十月東京都北区規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「申請書」を「興行場の営業の許可を受けようとする者」に、「別記第一号様式による」を「正副二通の申請書を提出しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、興行場の営業を営む者が当該営業を譲渡したときは、当該営業を譲り受けた者は、第三号から第六号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

第三条第一項第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び電話番号」に、「事務所所在地」を「主たる事務所の所在地、電話番号」に改め、同項第二号中「及び所在地」を「所在地及び電話番号」に改め、同項に次の一号を加える。

七 ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、記載を省略する事項及び当該事項について変更がない旨

第三条第二項ただし書中「ときは」の下に「、営業施設の構造設備に変更がない場合に限り」を加える。

第四条第一項中「別記第二号様式」を「別記第一号様式」に改め、同条第二項中

「別記第四号様式」を「別記第二号様式」に改める。

第五条第一項中「別記第五号様式による興行場営業承継届」を「正副二通の届出書」に改め、同項第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び電話番号」に改め、同条第二項中「興行場営業承継届」を「届出書」に改め、同項第一号中「戸籍謄本」の下に「又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

第六条第一項中「別記第六号様式による興行場営業承継届」を「正副二通の届出書」に改め、同条第二項中「興行場営業承継届」を「届出書」に改める。

第七条第一項中「別記第七号様式による興行場営業承継届」を「正副二通の届出書」に改め、同条第二項中「興行場営業承継届」を「届出書」に改める。

第八条第一項中「別記第八号様式による営業許可事項変更届」を「次に掲げる事項を記載した正副二通の届出書」に改め、「（法人にあつては登記事項証明書を除く。）」を削り、同項に次の各号を加える。

一 営業者の氏名、住所、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

二 興行場の名称、所在地、電話番号及び種類

三 変更事項

四 変更年月日及び変更理由

第八条第二項中「別記第九号様式による停止廃止届」を「次に掲げる事項を記載した正副二通の届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 営業者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

二 興行場の名称、所在地、電話番号及び種類

三 停止期間又は廃止年月日

四 停止理由又は廃止理由

別記第一号様式を削り、別記第二号様式を別記第一号様式とする。

別記第三号様式を削り、別記第四号様式を別記第二号様式とする。

別記第五号様式から第九号様式までを削る。

付 則

この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

東京都北区旅館業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十五号

東京都北区旅館業法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区旅館業法施行細則（昭和五十五年五月東京都北区規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「省令第一条の規定による申請書は、別記第一号様式によるものとし」を「前項の申請書には」に、「添付して、区長に提出しなければならない」を「添付しなければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、省令第一条第一項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる書類のうち変更がない事項に係る書類の添付を省略することができる。

第二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三条第一項に規定する営業の許可の申請を受けようとする者は、省令第一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した正副二通の申請書を区長に提出しなければならない。

一 申請者及び施設の電話番号

二 管理者の氏名

三 省令第一条第一項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、記載を省略する事項及び当該事項について変更がない旨

第三条第一項中「別記第二号様式」を「別記第一号様式」に改め、同項第二号中「業態」を「種別」に改め、同条第二項中「別記第四号様式」を「別記第二号様式」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

法第三条の二第一項に規定する営業者の地位の承継の承認を受けようとする者は、省令第二条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した正副二通の申請書を区長に提出しなければならない。

一 営業者の氏名、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名

二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の電話番号

第四条第二項中「法第三条の二第一項の規定による」を「前項の」に、「別記第六号様式」を「別記第三号様式」に改める。

第五条第一項を次のように改める。

法第三条の三第一項に規定する営業者の地位の承継の承認を受けようとする者は、省令第三条第一項各号に掲げる事項のほか、申請者の電話番号を記載した正副二通の申請書を区長に提出しなければならない。

第五条第二項中「法第三条の三第一項の規定による」を「前項の」に、「別記第八号様式」を「別記第四号様式」に改める。

第六条中「別記第九号様式による変更届又は別記第十号様式による停止若しくは

廃止届」を「次に掲げる事項を記載した正副二通の届出書」に改め、同条に次の各号を加える。

一 営業者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

二 営業施設の名称、所在地及び電話番号

三 営業の種別

四 変更の届出にあつては、変更事項

五 法人の代表者の変更の届出にあつては、法第三条第二項各号に該当することの有無及び該当するときはその内容

六 変更年月日又は停止期間若しくは廃止年月日

七 変更理由又は停止理由若しくは廃止理由

第六条に次の一項を加える。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人の登記事項に係る変更にあつては、登記事項証明書

二 営業施設の構造設備の変更にあつては、その説明図

別記第一号様式を削り、別記第二号様式を別記第一号様式とする。

別記第三号様式を削り、別記第四号様式を別記第二号様式とする。

別記第五号様式（甲）及び第五号様式（乙）を削り、別記第六号様式（甲）を別

記第三号様式（甲）とし、別記第六号様式（乙）を別記第三号様式（乙）とする。

別記第七号様式を削り、別記第八号様式を別記第四号様式とする。

別記第九号様式及び第十号様式を削る。

付 則

この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

東京都北区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十六号

東京都北区公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区公衆浴場法施行細則（昭和五十五年五月東京都北区規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項の」を「第一項の」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「省令第一条の規定による申請書は、別記第一号様式によるものとし」を「前項の申請書には」に、「添付して、区長に提出しなければならない」を「添付しなければならない」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、省令第一条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した正副二通の申請書を区長に提出しなければならぬ。

- 一 申請者及び施設の電話番号
- 二 公衆浴場の種別
- 三 管理者の氏名
- 四 工事着手年月日、施設完成予定年月日及び営業開始予定年月日
- 五 省令第一条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、記載を省略する事項及び当該事項について変更がない旨

第三条第一項中「別記第二号様式」を「別記第一号様式」に改め、同項第二号中「業態」を「公衆浴場の種別」に改め、同条第二項中「別記第四号様式」を「別記第二号様式」に改める。

第四条中「別記第五号様式による公衆浴場営業開始届」を「次に掲げる事項を記載した届出書」に改め、同条に次の各号を加える。

一 営業者の氏名、住所、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

二 施設の名称及び所在地

三 施設完成年月日

四 許可年月日、許可番号及び営業開始年月日

第五条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（承継の届出）」を付し、同条中「省令第二条」を「法第二条の二第二項」に、「別記第六号様式による公衆浴場営業承継届」を「相続による承継の場合にあつては省令第二条第一項各号、合併による承継の場合にあつては省令第三条第一項各号、分割による承継の場合にあつては省令第三条の二第一項各号のそれぞれに掲げる事項のほか、届出者の電話番号を記載した正副二通の届出書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の届出が合併又は分割による承継の場合は、同項の届出書に、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人

の登記事項証明書を添付しなければならない。

第六条及び第七条を次のように改める。

（変更の届出）

第六条 法第二条第一項の規定による許可を受けた営業者は、第二条第一項の申請書又は前条第一項の届出書に記載した事項を変更した場合は、次に掲げる事項を記載した正副二通の届出書を区長に提出しなければならない。

一 営業者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

二 施設の名称、所在地、電話番号及び公衆浴場の種別

三 変更事項

四 変更年月日

五 変更理由

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法人の登記事項に係る変更にあつては、登記事項証明書

二 施設の構造設備の変更にあつては、その説明図

（廃止の届出）

第七条 法第二条第一項の規定による許可を受けた営業者は、公衆浴場の営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止した場合は、次に掲げる事項を記載した正副

二 通の届出書を区長に提出しなければならない。

一 営業者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

二 施設の名称、所在地、電話番号及び公衆浴場の種別

三 停止期間又は廃止年月日

四 停止理由又は廃止理由

第八条中「別記第十号様式による患者入浴許可申請書」を「次に掲げる事項を記載した正副二通の申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

一 営業者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

二 施設の名称、所在地及び電話番号

三 営業許可番号及び営業許可年月日

四 法第四条に規定する患者（次号及び次項において「患者」という。）用の入浴施設の概要

五 入浴する患者の疾病の種類

第八条に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、患者用の入浴施設の平面図を添付しなければならない。

3 区長は、第一項の許可をしたときは、別記第三号様式による患者入浴許可書を

交付する。

4 区長は、第一項の許可をしないときは、別記第四号様式による患者入浴不許可通知書により通知する。

第十二条第一項中「別記第十一号様式による特例承認申請書」を「次に掲げる事項を記載した正副二通の申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 申請者の住所、氏名、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名）

二 施設の名称及び所在地

三 公衆浴場の種別

四 特例の承認を求めらるる事項

五 特例の承認が必要な理由

第十二条第三項中「別記第十二号様式」を「別記第五号様式」に改める。

別記第一号様式を削り、別記第二号様式を別記第一号様式とする。

別記第三号様式を削り、別記第四号様式を別記第二号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第3号様式（第8条関係）
（表）

第	号
患者入浴許可書	
住所	
氏名	
（法人にあつては、名称及び） 事務所の所在地	
年 月 日付で申請のあつた公衆浴場法第4条に規定する患者（以下「患者」という。）の入浴については、同条ただし書の規定により、下記のとおり許可する。	
年 月 日	
東京都北区長	
印	
記	
1	施設の名称
2	施設の所在地
3	営業許可番号及び営業許可年月日
4	患者用の入浴施設の概要
5	入浴する患者の疾病の種類

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することが出来なくなります。）。

第4号様式（第8条関係）
（表）

第	号
患者入浴不許可通知書	
住所	
氏名	
（法人にあつては、名称及び） 事務所の所在地	
年 月 日付で申請のあつた公衆浴場法第4条に規定する 患者の入浴については、下記の理由で同条ただし書の許可は与えられない ので通知します。	
年 月 日	
東京都北区長	
印	
記	
1	施設の名称
2	施設の所在地
3	理由

(裏)

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することが出来なくなります。）。

別記第五号様式から第十一号様式までを削る。
別記第十二号様式中「~~辨~~」を「~~辨~~」に改め、同様式を別記第五号様式とする。

付 則

この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

東京都北区理容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十七号

東京都北区理容師法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区理容師法施行細則（昭和五十年四月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（開設の届出）

第三条 法第十一条第一項の規定による理容所の開設の届出は、省令第十九条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した届出書によるものとする。

一 開設者の生年月日及び電話番号

二 理容所の電話番号

三 理容師の生年月日及び登録年月日並びにその他の従業者の生年月日

四 省令第十九条第一項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、記載を

省略する事項及び当該事項について変更がない旨

第三条の次に次の二条を加える。

（変更の届出）

第三条の二 法第十一条第二項の規定による理容所の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によるものとする。

一 理容所の名称、所在地及び電話番号

二 開設者の氏名、住所、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、所在地、電話番号及び代表者の氏名）

三 変更事項、変更年月日及び変更理由

四 従業者の変更の場合は、従業者の氏名、生年月日及び従業年月日又は異動年月日並びに理容師である従業者については登録番号及び登録年月日並びに伝染性疾病のり患年月日及び治癒年月日

2 前項の届出が理容所の構造設備の変更に係るものである場合は、同項の届出書には、省令第二十条に規定する添付書類のほか、当該変更に係る説明図を添付しなければならない。

（廃止の届出）

第三条の三 法第十一条第二項の規定による理容所の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によるものとする。

一 理容所の名称、所在地及び電話番号

二 開設者の氏名、住所、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、所在地、電話番号及び代表者の氏名）

三 廃止年月日及び廃止理由

第四条中「第七号様式」を「別記様式」に改め、同条第二号中「、電話番号及び業態」を「及び電話番号」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 従業者の氏名、生年月日、従業年月日及び異動年月日

第四条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 理容師の登録番号及び登録年月日

第四条の次に次の一条を加える。

（地位の承継の届出）

第四条の二 法第十一条の三第二項の規定による理容所の開設者の地位の承継の届出は、相続による承継の場合にあつては省令第二十一条第一項各号、合併による承継の場合にあつては省令第二十二條第一項各号、分割による承継の場合にあつては省令第二十二條の二第一項各号のそれぞれに掲げる事項のほか、届出者及び理容所の電話番号を記載した届出書によるものとする。

別記第一号様式から第六号様式までを削り、別記第七号様式を別記様式とする。

付 則

この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

東京都北区美容師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月十一日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第七十八号

東京都北区美容師法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区美容師法施行細則（昭和五十年四月東京都北区規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（開設の届出）

第三条 法第十一条第一項の規定による美容所の開設の届出は、省令第十九条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した届出書によるものとする。

一 開設者の生年月日及び電話番号

二 美容所の電話番号

三 美容師の生年月日及び登録年月日並びにその他の従業者の生年月日

四 省令第十九条第一項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、記載を省略する事項及び当該事項について変更がない旨

第三条の次に次の二条を加える。

（変更の届出）

第三条の二 法第十一条第二項の規定による美容所の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によるものとする。

一 美容所の名称、所在地及び電話番号

二 開設者の氏名、住所、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、所在地、電話番号及び代表者の氏名）

三 変更事項、変更年月日及び変更理由

四 従業者の変更の場合は、従業者の氏名、生年月日及び従業年月日又は異動年月日並びに美容師である従業者については登録番号及び登録年月日並びに伝染性疾病のり患年月日及び治癒年月日

2 前項の届出が美容所の構造設備の変更に係るものである場合は、同項の届出書には、省令第二十条に規定する添付書類のほか、当該変更に係る説明図を添付しなければならない。

（廃止の届出）

第三条の三 法第十一条第二項の規定による美容所の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によるものとする。

一 美容所の名称、所在地及び電話番号

二 開設者の氏名、住所、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、所在地、電話番号及び代表者の氏名）

三 廃止年月日及び廃止理由

第四条中「第七号様式」を「別記様式」に改め、同条第二号中「、電話番号及び業態」を「及び電話番号」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 従業者の氏名、生年月日、従業年月日及び異動年月日

第四条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 美容師の登録番号及び登録年月日

第四条の次に次の一条を加える。

（地位の承継の届出）

第四条の二 法第十二条の二第二項の規定による美容所の開設者の地位の承継の届出は、相続による承継の場合にあつては省令第二十一条第一項各号、合併による承継の場合にあつては省令第二十二條の二第二項各号、分割による承継の場合にあつては省令第二十二條の二第一項各号のそれぞれに掲げる事項のほか、届出者及び美容所の電話番号を記載した届出書によるものとする。

別記第一号様式から第六号様式までを削り、別記第七号様式を別記様式とする。

付 則

この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

東京都北区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月十一日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第七十九号

東京都北区クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区クリーニング業法施行細則（昭和五十年四月東京都北区規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（開設等の届出）

第三条 法第五条第一項の規定によるクリーニング所の開設の届出は、省令第一條の三第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した届出書によるものとする。

一 営業者及びクリーニング所の電話番号（法人の営業者にあつては、その主たる事務所の電話番号及び代表者の氏名）

二 クリーニング師の登録年月日

三 クリーニング師以外の従事者の氏名及び生年月日

四 クリーニング所の業態

五 省令第一條の三第一項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、記載を省略する事項及び当該事項について変更がない旨

2 法第五条第二項の規定による無店舗取次店の営業の届出は、省令第一條の三第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した届出書によるものとする

る。

一 法人の營業者にあつては、代表者の氏名

二 クリーニング師の登録年月日

三 クリーニング師以外の従事者の氏名及び生年月日

四 省令第一条の三第二項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、記載を省略する事項及び当該事項について変更がない旨

第三条の次に次の二条を加える。

（変更の届出）

第三条の二 法第五条第三項の規定によるクリーニング所又は無店舗取次店の營業の変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によるものとする。

一 クリーニング所の名称、所在地及び電話番号又は無店舗取次店の名称、業務

用車両の自動車登録番号若しくは車両番号及び車両の保管場所

二 營業者の氏名、住所、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、

所在地、電話番号及び代表者の氏名）

三 クリーニング所の業態

四 変更事項、変更年月日及び変更理由

五 従事者の変更の場合は、従事者の氏名、生年月日及び従業年月日又は異動年月日並びにクリーニング師である従事者については本籍、住所、生年月日、登

録番号及び登録年月日

2 前項の届出がクリーニング所の構造設備又は無店舗取次店の業務用車両の構造の変更に係るものである場合は、同項の届出書には、当該変更に係る説明図を添付しなければならない。

(廃止の届出)

第三条の三 法第五条第三項の規定によるクリーニング所又は無店舗取次店の営業の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によるものとする。

一 クリーニング所の名称、所在地及び電話番号又は無店舗取次店の名称、業務用車両の自動車登録番号若しくは車両番号及び車両の保管場所

二 営業者の氏名、住所、生年月日及び電話番号（法人にあつては、その名称、所在地、電話番号及び代表者の氏名）

三 クリーニング所の業態

四 廃止年月日及び廃止理由

第四条中「第六号様式」を「別記第一号様式」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「氏名、」を削り、「生年月日及び免許の番号」を「登録番号及び登録年月日」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 従事者の氏名、生年月日、従業年月日及び異動年月日

第五条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条中「別記第七号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三号中「氏名、」を削り、「生年月日及び免許の番号」を「登録番号及び登録年月日」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 従事者の氏名、生年月日、従業年月日及び異動年月日
本則に次の一条を加える。

（地位の承継の届出）

第六条 法第五条の三第二項の規定によるクリーニング所の営業者の地位の承継の届出は、相続による承継の場合にあつては省令第二条の二第一項各号、合併による承継の場合にあつては省令第二条の四第一項各号のそれぞれに掲げる事項のほか、届出者及びクリーニング所の電話番号を記載した届出書によるものとする。
別記第一号様式から第五号様式までを削り、別記第六号様式を別記第一号様式とし、別記第七号様式を別記第二号様式とする。

付 則

この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月十四日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区規則第八十号

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則
 会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和二年二月東京都北区規則第二号）
 の一部を次のように改正する。

別表中

休職	一日	一日
----	----	----

を

休職	一日	一日
傷病欠勤	一日	一日
介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日

に改め

る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都
北区規則で定める日を定める規則を公布する。

令和二年十二月十四日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第八十一号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則

例第二十一号)付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日は、令和三年三月三十一日とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則)

2 東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則(令和二年九月東京都北区規則第六十二号)は、廃止する。

東京都北区住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月十四日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第八十二号

東京都北区住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則

東京都北区住民基本台帳事務取扱規則（昭和四十三年二月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「、戸籍の附票の写しは別記第二号様式により交付する。ただし、法第十二条の二の規定による住民票の写しの交付の特例については、別記第二号様式の二」を「交付する。ただし、法第十二条の四の規定による住民票の写しの交付の特例については、別記第一号様式の二」に改め、同条に次の一項を加える。

3 戸籍の附票の写しは、別記第二号様式により交付する。

第八条第一項中「住民異動届」を「住民異動届出書」に改め、同条第二項中「異動届」を「住民異動届出書」に、「うえ」を「上」に改め、同条第三項中「うえ」を「上」に改める。

別記第一号様式から別記第五号様式までを次のように改める。

東京都北区

住 民 票

（ 枚中 枚目）

住所													
世帯主													
1	氏名							続柄			個人番号		
						性別	生	年	月	日	住民となった年月日	住民票コード	
											年	月	日
	前住所	年 月 日 から 年 月 日											
	備考												
2	氏名							続柄			個人番号		
						性別	生	年	月	日	住民となった年月日	住民票コード	
											年	月	日
	前住所	年 月 日 から 年 月 日											
	備考												
3	氏名							続柄			個人番号		
						性別	生	年	月	日	住民となった年月日	住民票コード	
											年	月	日
	前住所	年 月 日 から 年 月 日											
	備考												
4	氏名							続柄			個人番号		
						性別	生	年	月	日	住民となった年月日	住民票コード	
											年	月	日
	前住所	年 月 日 から 年 月 日											
	備考												

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。
 年 月 日

東京都北区長

印

発行

東京都北区

住 民 票

(枚中 枚)

氏 名														
世帯主名					続柄				生年月日			性別		
住 所								住民となった 年 月 日						
								住民票 コード						
前住所														
備考														

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

東京都北区長

印

広域交付住民票

住 所	
世 帯 主	

1	氏 名		住民票コード			
			個人番号			
			生年月日			
	住所を定めた日		性別		続柄	
	住民となった日		届出の年月日			
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> から転入					
2	氏 名		住民票コード			
			個人番号			
			生年月日			
	住所を定めた日		性別		続柄	
	住民となった日		届出の年月日			
3	氏 名		住民票コード			
			個人番号			
			生年月日			
	住所を定めた日		性別		続柄	
	住民となった日		届出の年月日			

枚中 枚目

この住民票の写しは、住所地市町村長から請求に係る住民票に記載されている世帯全員の事項が住民基本台帳法第12条の4第3項の規定により通知され、その通知に基づき作成されたものです。

年 月 日

東京都北区長

印

第2号様式(甲)(第7条関係)

(の)

本 籍 氏 名	
附票に記載されている者	【名】
	【住所】 【住定日】

この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

東京都北区長

印

第2号様式（乙）（第7条関係）

戸籍附票

枚中の 枚

本 籍		筆 頭 者 名		在外選挙人名簿登録市町村名
名	住 所	住所を定めた年月日	記 載 事 由	

この写しは、原（除）附票の原本と相違ないことを認証する。

年 月 日

東京都北区長

印

住民異動届出書	軽微	届出人	住所	
			氏名	
世帯番号				電話（ ）
住所		世帯主		
旧住所		世帯主		
転出先		世帯主		

1	異動事由		届出日 異動日	年 月 日	住民となった届出日 住民となった異動日	年 月 日	住定届出日 住定異動日	年 月 日			
	氏名			性別			生年月日		続柄		
							年 月 日 歳				
	前住		住民票コード				個人番号				
	備考										
	国保		退職	証番号	得	後期	番号	介護	受給区分	番号	期間経過通知
					喪						
	児手		開始日		種別	基礎年金番号	得	カード		印刷区分	
			終了日				喪	印鑑		宛名番号	

2	異動事由		届出日 異動日	年 月 日	住民となった届出日 住民となった異動日	年 月 日	住定届出日 住定異動日	年 月 日			
	氏名			性別			生年月日		続柄		
							年 月 日 歳				
	前住		住民票コード				個人番号				
	備考										
	国保		退職	証番号	得	後期	番号	介護	受給区分	番号	期間経過通知
					喪						
	児手		開始日		種別	基礎年金番号	得	カード		印刷区分	
			終了日				喪	印鑑		宛名番号	

係長	照合	入力	受付



転 出 証 明 書

(枚 中 枚)

転出(予定)日		届出日	
転出(予定)地			新 世 帯 主
いままでの 住居の所			
いままでの 世帯主			

1	氏名					生年月日	性別	続柄		
						住定日				
	国民健康保険 資格	後期 退職 高齢	介護保険 資格	国民年金 種別 基礎年金番号		児童 手当	住民票 コード		個人番号	
							住基 カード		個人番号 カード	
備考										

2	氏名					生年月日	性別	続柄		
						住定日				
	国民健康保険 資格	後期 退職 高齢	介護保険 資格	国民年金 種別 基礎年金番号		児童 手当	住民票 コード		個人番号	
							住基 カード		個人番号 カード	
備考										

3	氏名					生年月日	性別	続柄		
						住定日				
	国民健康保険 資格	後期 退職 高齢	介護保険 資格	国民年金 種別 基礎年金番号		児童 手当	住民票 コード		個人番号	
							住基 カード		個人番号 カード	
備考										

4	氏名					生年月日	性別	続柄		
						住定日				
	国民健康保険 資格	後期 退職 高齢	介護保険 資格	国民年金 種別 基礎年金番号		児童 手当	住民票 コード		個人番号	
							住基 カード		個人番号 カード	
備考										

上記の者について当区から転出する旨の届出があった事を証明する。

年 月 日
発行

東京都北区長

印

(表)

<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <p>氏 名</p> <p>職 名</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <p>所 属</p> <p>上記の者は住民基本台帳法第34条の規定による 調査に従事する職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>東京都北区長 印</p>
--

(裏)

<p>本証の有効期間は発行の日から 年 月 日までとする。 住民基本台帳法 (抄)</p> <p>(調査)</p> <p>第34条 市町村長は、定期に、第7条及び第30条の45の規定により記載すべきものとされる事項について調査をするものとする。</p> <p>2 市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第7条及び第30条の45の規定により記載をすべきものとされる事項について調査することができる。</p> <p>3 市町村長は前2項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。</p> <p>4 当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(秘密を守る義務)</p> <p>第35条 住民基本台帳に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第44条 第35条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。</p>

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区住民基本台帳事務取扱規則の規定により調製した様式で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月十八日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第八十三号

東京都北区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区特別区税条例施行規則（昭和六十二年三月東京都北区規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の表(二)の項中「第七号の五様式」を「第七号の五様式（甲）」に改める。

（乙）」

第十二条第一項中「場合で」を「場合その他やむを得ない理由により」に改める。

第十三条の二中「第三十九条」を「第五十九条」に改める。

第十七条の表(一)の項中「第十四号様式」を「第十四号様式（甲）」に改める。

（乙）」

第三十一条中「、第三十八号様式による過誤納金還付・充当通知書」を「は、第三十八号様式による過誤納金還付兼充当通知書」に改める。

第三十八条中「標識弁償金納入通知書兼徴収簿」を「標識弁償金納入通知書兼領収書」に改める。

付則を付則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の一項を加える。

（附属申告書）

2 次の表の上欄に掲げる者は、条例第二十三条第一項又は第四項の申告書に、同

表下欄に掲げる附属申告書を添付しなければならない。

<p>納税義務者</p>	<p>附属申告書の種類</p>
<p>前年前三年内の各年に生じた法附則第三十条の二の六第十六項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（同条第十五項の規定により前年前において控除されたものを除く。）について、これらの規定によつて、法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除を受けようとする納税義務者</p>	<p>付則様式の上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書</p>

別記第六号様式を次のように改める。

(表)

年度 特別区民税・都民税 申告書

東京都北区長殿 年 月 日提出	1月1日現在の住所	個人番号													
	現在の住所 (同上)	電話番号													
	フリガナ	世帯主氏名													
	氏名	世帯主の続柄													

1	所得金額	種目	(A) 収入金額	(B) 必要経費	(C) 青色申告控除額	職員記入欄			
事業		営業等				16			
		農業				17			
		不動産				20			
		利子				21			
		配当			上場分の配当等は裏面⑨へ	22			
雑	給与	源泉徴収票をお持ちの方	源泉徴収票を同封してください。			8	給与収入金額		
		源泉徴収票をお持ちでない方	裏面⑥に記載してください。				23		
		源泉徴収票、その他の証明書は申告書に貼らずに同封してください。							
雑	公的年金	源泉徴収票をお持ちの場合は同封してください。 遺族年金・障害年金は記入せず、裏面①に記載してください。					10	年金収入金額	
		業務						24	
		その他							
		譲渡・一時							62
						63			
						14	特別控除後1/2前		
						27	合計		

●所得がなかった方や、勤務先の給与から住民税を差し引かれる方、
 税務署や他の自治体へ申告した方は裏面へ記入してください。

2	所得から差し引かれる金額等	雑損控除	領収書原本同封	損害の原因	損害年月日	損害金額	補てんされる金額	差引損失額	30	
		医療費控除	明細書同封	支払った医療費の合計額		保険金等で補てんされる金額			104	支払額-補てんされる金額
セルフメディケーション税制 希望する										
同封しております医療費控除、セルフメディケーション税制の明細書をご使用ください。										
2	所得から差し引かれる金額等	社会保険料控除		支払った国民健康保険料	支払った国民年金保険料	支払った介護保険料	その他の社会保険料		32	社保
		小規模企業共済等掛金控除		支払った小規模企業共済掛金・心身障害者扶養共済掛金等の合計額					33	
2	所得から差し引かれる金額等	生命保険料控除	証明書原本同封	56 新生命保険料の計	44 旧生命保険料の計	58 介護医療保険料の計	57 新個人年金保険料の計	45 旧個人年金保険料の計	802	生保
		地震保険料控除	証明書原本同封	47 支払った保険料の合計額		支払った保険料の合計額		46 旧長期支払		803
2	所得から差し引かれる金額等	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ	続柄	生年月日	同居・別居・国外	48 配合計所得		59	控除計(30, 104除く)
			氏名	妻・夫	年 月 日	同・別・国外	配偶者の収入(給・年)		43	控除計(各控除+基礎控除)

1	扶養控除	フリガナ		手帳	口身体	口愛(療育)	口精神()度・級	特別徴収	普通徴収	区役所事務処理欄
		氏名	年 月 日	同・別・国外						
2	扶養控除	フリガナ		手帳	口身体	口愛(療育)	口精神()度・級	特別徴収	普通徴収	区役所事務処理欄
		氏名	年 月 日	同・別・国外						
3	扶養控除	フリガナ		手帳	口身体	口愛(療育)	口精神()度・級	特別徴収	普通徴収	区役所事務処理欄
		氏名	年 月 日	同・別・国外						
16	()歳未満の扶養親族	フリガナ		手帳	口身体	口愛(療育)	口精神()度・級	特別徴収	普通徴収	区役所事務処理欄
		氏名	年 月 日	同・別・国外						
2	扶養控除	フリガナ		手帳	口身体	口愛(療育)	口精神()度・級	特別徴収	普通徴収	区役所事務処理欄
		氏名	年 月 日	同・別・国外						
別居の方の住所										
本人該当	障害	口身体()級 口愛(療育)()度 口精神()級								
	寡婦	口死別 口生死不明 口離婚 (死別または離婚した年)年								
	ひとり親	口ひとり親控除								
	勤労学生	証明書原本同封(学校名)								
徴収区分 居住開始 可能額										
特 普 102										
個人番号確認欄										
番号 身元 代理権										
マイナカード 戸籍等										
通知 免許・保険 委任状										
その他 在留・手帳 旅券・その他										
別保管 別紙										
受付 1点 2点 裏面あり										

第6号様式 (第6条関係)

(裏)

① 前年中の所得がなかった方

前年中どのように生計を立てていたか該当する欄に○印または必要事項を記入してください。

1. 以下の方に扶養(援助)されていた

氏名 _____ 続柄 _____ 電話 _____

住所 _____

2. 学校に通学していた(1または5もあわせて記入してください)

学校名 _____ 卒業予定 年 月 _____

3. 雇用(失業)保険を受給していた

受給期間 年 月 ~ 年 月

受給額合計 _____ 円

4. 遺族年金等を受給していた 該当に○

(1) 遺族年金 (2) 障害年金 (3) 増加恩給 (4) 福祉年金

(5) その他 ()

受給額合計 _____ 円

5. その他

(1) 貯金 (2) 友人・知人からの借り入れ (3) 生活保護

(4) その他 _____

⑥ 給与の源泉徴収票をお持ちでない方

前年1月から12月までの間の収入について、勤務先ごとに給与収入金額等およびその合計金額を記入してください。申告後の金額の訂正は支払者からの証明書(源泉徴収票等)が必要です。

支払月	給与収入金額	社会保険料
月 ~ 月	円	円

勤務先 名称: _____ 所在地: _____ 電話: _____

支払月	給与収入金額	社会保険料
月 ~ 月	円	円

勤務先 名称: _____ 所在地: _____ 電話: _____

支払月	給与収入金額	社会保険料
月 ~ 月	円	円

勤務先 名称: _____ 所在地: _____ 電話: _____

合計	円	円
----	---	---

この金額で間違いありません。

署名 _____ ㊞

⑦ 給与所得者で特定支出のある方 証明書同封

種目	金額	種目	金額
	円		円

② 勤務先で6月から住民税を差し引かれる方

勤務先 _____ 電話 _____

所在地 _____

源泉徴収票に記載されているあなたの住所 _____

⑧ 分離課税の所得がある方 上場株式等の配当所得等は⑨に記入してください。該当の所得を○で囲んでください。※所得税と住民税で異なる課税方式を選択される場合は、「特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書」をご提出ください。

・山林 ・退職 ・分離長期譲渡 ・分離短期譲渡 ・株式等の譲渡等 ・先物取引

種目	収入金額	必要経費	特別控除額	所得金額
	円	円	円	円

③ すでに申告書を税務署や他の自治体に提出された方

提出した税務署・自治体 _____ 提出年月日 _____ 年 月 日

提出した時に記入した住所 _____

⑨ 上場株式等の配当所得等がある方 支払通知書同封

総合分または分離分のいずれかを○で記入してください。(総合分 ・ 分離分)

※所得税と住民税で異なる課税方式を選択される場合は「特定配当等申告書・特定株式等譲渡所得金額申告書」をご提出ください。

会社名	収入金額	必要経費	源泉徴収額	支払確定年月日
	円	円	円	・ ・
	円	円	円	・ ・

④ 北区外に住んでいて、北区に家屋敷、事務所または事業所がある方

所在地 _____

名称 _____

電話 _____

⑩ 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を各所得金額に含め、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の該当の各欄に控除額を記入してください。

配当割額控除額	円	株式等譲渡所得割額控除額	円
---------	---	--------------	---

⑤ 寄附金税額控除に関する事項 証明書原本同封

以下に該当する寄附金について記入してください。

区市町村・都道府県分 (特例控除対象)	円
東京都共同募金会、日赤東京都支部、区市町村・都道府県分 (特例控除対象以外)	円
東京都条例指定分	円
北区条例指定分	円

⑪ 事業税に関する事項 お問合せは荒川都税事務所へ 03(3802)8111

非課税所得など	番号	所得金額	円	前年中の開(廃)業	開始	・ 廃止	日
損益通算の特例適用前の不動産所得			円	事業所等の所在地			
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額、被災損失額(白)	円				

備考欄

⑫ 事業専従者 (青・白)

フリガナ	続柄	生年月日	専従者給与額	円
1 氏名		・ ・		
個人番号		従事月数		
フリガナ	続柄	生年月日	専従者給与額	円
2 氏名		・ ・		
個人番号		従事月数		

⑬ 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	級度
氏名		・ ・		
個人番号		別居の場合の住所		

別記第六号の五様式（甲）及び（乙）を次のように改める。

第6号の5様式(甲)(第6条関係)

年度()年()分) 給与支払報告書(総括表) 月 日までに提出してください。

追加 訂正	年 月 日提出 長殿	※種別	※整理番号	※

二枚目以下敷をして カードを二枚目に 書いてください。	1 給与の支払期間	年 月分 から 月分まで	10 提出区分	年間分 退職者分
	2 給与支払者の個人番号又は法人番号			11 給与支払の方法及び期日
	3 給与支払者郵便番号	〒 —	※	12 事業種目その他必要な事項
	4 (フリガナ) 給与支払者所在地(住所)	ビル内 電話 () — 番		13 提出先市町村数
	5 (フリガナ) 名称(氏名)			14 受給者総人員 名
	6 代表者の職氏名印			15 特別徴収対象者 名
	7 経理責任者氏名			16 普通徴収対象者(退職者) 名
				17 普通徴収対象者(退職者を除く) 名
				18 報告人員の合計 名
	(市区町村提出用)	8 連絡者の係及び氏名並びに電話番号	係 氏名 () — 番 内線 番	19 所轄税務署
	9 会計事務所等の名称	() — 番	20 納入書の送付	要・不要
			21 前年の特別徴収義務者指定番号	

第6号の5様式(乙) (第6条関係)

※										※ 種 別										※ 整 理 番 号										※																																																																																																																							
※区分										受給者番号																																																																																																																																											
支払を受ける者										(個人番号)																																																																																																																																											
住所										(役職名)																																																																																																																																											
氏名										(フリガナ)																																																																																																																																											
種 別										支 払 金 額										給与所得控除後の金額 (調整控除後)										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額																																																																																																													
内										円										円										円										円																																																																																																													
(源泉)控除対象配偶者の有無等										配偶者(特別)控除の額										控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数										障害者の数 (本人を除く。)										非居住者である親族の数																																																																																																			
有										老人										特 定										老 人										其 他										特 別										其 他										人																																																																															
千										円										人										人										人										人										人										人																																																																															
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																																																																																																																							
内										千										円										千										円										千										円																																																																																									
(摘要)																																																																																																																																																					
生命保険料の金額の内訳										新生命保険料の金額										旧生命保険料の金額										介護医療保険料の金額										新個人年金保険料の金額										旧個人年金保険料の金額																																																																																																			
住宅借入金等特別控除の内訳										住宅借入金等特別控除適用数										居住開始年月日(1回目)										住宅借入金等特別控除区分(1回目)										住宅借入金等年末残高(1回目)																																																																																																													
										円										年										日										円										円																																																																																																			
										円										年										日										円										円																																																																																																			
(源泉・特別)控除対象配偶者										(フリガナ) 氏名										区分										配偶者の合計所得										円										国民年金保険料等の金額										円										旧長期損害保険料の金額										円																																																																					
										円										円										円										円										円										円										円										円																																																																					
										円										円										円										円										円										円										円										円																																																																					
										円										円										円										円										円										円										円										円																																																																					
1										(フリガナ) 氏名										区分										16歳未満の扶養親族										5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号																																																																																																													
2										(フリガナ) 氏名										区分																																																																																																																																	
3										(フリガナ) 氏名										区分																				5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号																																																																																																													
4										(フリガナ) 氏名										区分																																																																																																																																	
未成年者										外国人										死亡退職者										災害者										乙欄										本人が障害者										寡婦										ひとり親										勤労学生										中途就・退職										受給者生年月日																																																	
支 払 者										個人番号又は法人番号																																																																																																																																											
										住所(居所)又は所在地																																																																																																																																											
										氏名又は名称																																																																																																																																											

給与支払報告書(個人別明細書)

(市区町村提出用)

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

別記第六号の十五様式を次のように改める。

外国の所得税等の額の控除に関する明細書												
											氏名 _____	
この明細書は、外国において課された所得税等の額を地方税法第37条の3及び第314条の8の規定によって都民税及び特別区民税の所得割額から控除を受けようとする場合に特別区民税申告書に添付して提出してください。												
当年分の控除余裕額または控除限度額を超える外国税額の計算												
当年分の控除限度額	所得税法第95条第1項に規定する控除限度額 (イ) 円						国税の控除余裕額 (イ) - (ヘ) (ト) 円					
	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第14条第1項に規定する控除限度額 (ロ)						都民税の控除余裕額 [(イ) + (ロ) + (ハ) - (ヘ)] (チ) または (ハ) のうち低い金額					
	$\frac{12}{100}$ (イ) の額に100を乗じて得た金額 (ハ)						特別区民税の控除余裕額 (ホ) - (ヘ) または (ニ) のうち低い金額 (リ)					
	$\frac{18}{100}$ (イ) の額に100を乗じて得た金額 (ニ)						計 (ト) + (チ) + (リ) (ヌ)					
	計 (イ) + (ロ) + (ハ) + (ニ) (ホ)						当年分の控除限度額を超える 外国税額 (ヘ) - (ホ) (ル)					
当年において課された外国税額 (ヘ)												
前3年以内の控除余裕額または控除限度額を超える外国税額の明細												
控除余裕額または控除限度額を超える外国税額の生じた年	控 除 余 裕 額									控除限度額を超える外国税額		
	国 税			都 民 税			特 別 区 民 税			前年からの繰越額	当年分とみなす額	翌年繰越額
前年からの繰越額	当年に加算する額	翌年繰越額	前年からの繰越額	当年に加算する額	翌年繰越額	前年からの繰越額	当年に加算する額	翌年繰越額	前年からの繰越額	当年分とみなす額	翌年繰越額	
年 (1) 円	円		年 (2) 円	円		年 (3) 円	円		(1) 円	円		
年 (4)		円	年 (5)		円	年 (6)		円	(2)		円	
年 (7)			年 (8)			年 (9)			(3)			
合計 (フ)	(フ)		合計 (カ)	(ヨ)		合計 (タ)	(レ)		(ソ)	(ツ)		
当年分	(ト)の額	(ム)の額	(ト)-(ム)の額	(チ)の額	(ウ)の額	(チ)-(ウ)の額	(リ)の額	(キ)の額	(リ)-(キ)の額	(ル)の額	(ワ)+(ヨ)+(レ)の額	(ル) - [(フ)+(ヨ)+(レ)]の額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
前3年の各年の国税の控除限度額			前3年の各年の翌年1月1日の住所の区分			前3年以内の控除余裕額の当年の限度額への加算額			国 税 (ワ) 円		前3年以内の控除限度額を超える外国税額の当年への繰越額	
年 (ネ)	円		年	指定都市	都 民 税 (ヨ)				国 税 (ム) 円		都 民 税 (ウ)	
				一般市								
年 (ナ)			年	指定都市	特別区民税 (レ)				特別区民税 (キ)			
				一般市								
年 (ラ)			年	指定都市	計	計 (ノ)						
				一般市								
前年度以前3年度内の控除未済外国税額の明細												
控除未済外国税額の生じた年度	都 民 税						特 別 区 民 税					
	控除未済外国税額 (オ)	当該年度控除額 (ク)	翌年度繰越額 (オ)-(ク) (ヤ)	控除未済外国税額 (マ)	当該年度控除額 (ケ)	翌年度繰越額 (マ)-(ケ) (フ)						
年度	円	円		円	円							
年度			円			円						
年度												
当該年度分												
計	円	円		円	円							

備考

- 「前3年以内の控除余裕額または控除限度額を超える外国税額の明細」欄中「前年からの繰越額」欄は、前年から引き継いだ控除余裕額または控除限度額を超える外国税額を、「当年に加算する額」欄または「当年分とみなす額」欄は、当年において控除限度額に加算すべき控除余裕額(地方税法施行令第7条の19第6項の適用がある場合には、適用前の金額)または当年において繰越控除すべき控除限度額を超える外国税額を、「翌年繰越額」欄は、翌年に引き継ぐべき控除余裕額または控除限度額を超える外国税額をそれぞれ記載すること。
- 「控除余裕額」欄の各「当年に加算する額」欄は、各「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年の控除余裕額のうち、番号順に(ル)の金額に充てられるものを、国税、都民税、特別区民税の別に記載すること。
- 「控除限度額を超える外国税額」欄の「当年分とみなす額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の各年における控除限度額を超える外国税額のうち、番号順に、順次(ヌ)の金額に充てられるものを記載すること。
- 各「前3年の各年の国税の控除限度額」欄は、「前年からの繰越額」欄の前3年以内の控除余裕額がある年について、その年分の所得税法第95条第1項に規定する控除限度額を、各「前3年の各年の翌年1月1日の住所の区分」は、地方自治法第252条の19第1項の市にあっては、「指定都市」に「○」を、それ以外の市町村にあっては、「一般市」に「○」を記載すること。

別記第七号の五様式を次のように改める。

第7号の5様式(甲)(第10条関係)

標識交付証明書

原動機付自転車
小型特殊自動車

車 台	標 識 番 号	北区
	車 種	
	車 名	
	車 台 番 号	
	総 排 気 量 または定格出力	
	形 式 認 定 番 号	
	取 得 年 月 日	
納 税 義 務 者	住 所 (所 在 地)	
	氏 名 (名 称)	
定 置 場		
備 考		

上記のとおり標識を交付したことを証明します。

年 月 日

東京都北区長

印

第7号の5様式(乙)(第10条関係)

標識交付証明書(試乗用)

原動機付自転車

小型特殊自動車

車 台	標 識 番 号	北区
	車 種	
用 途		
有 効 期 間		
所 有 者	住 所 (所 在 地)	
	氏 名 (名 称)	
定 置 場		
備 考		

上記のとおり標識を交付したことを証明します。

年 月 日

東京都北区長

印

別記第十号の二様式（乙）を次のように改める。

〒

年 月 日

様

東京都北区長

印

軽自動車税（種別割）減免 通知書

軽自動車税（種別割）に係る減免申請については、下記のとおり しましたので通知します。

記

年 度		通知書番号	
納税義務者	氏 名 (名 称)		
	住 所		
標識（車両）番号	車 種		
	車台番号		
年 税 額	変更前の税額	変更後の税額	決定理由
	円	円	
備 考			

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）提起することができます。ただし、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

（お問合せ先） 東京都北区 課

〒

TEL

別記第十一号様式（乙）を次のように改める。

第11号様式（乙）（第15条関係）

（表）

給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与以外の所得区分	営業所得	農業所得	不動産所得	給付所得	譲渡一時所得	総所得金額③	
	給与所得			山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等		先物取引
	その他の所得計			総所得金額①						
所得控除	雑損		障・寡・心・勤						扶養親族該区分 本人該区分 繰越控除	
	医療費		配偶者							
	社会保険料		配偶者特別							
	小規模企業共済		扶養							
所得除	生命保険料		基礎							
	地震保険料		所得控除合計②							

特別区民税	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
	均等割額⑦	
	税額控除前所得割額④	
	税額控除額⑤	
	所得割額⑥	
都民税	均等割額⑦	
	特別徴収税額⑧	
	控除不足額⑨	
	既充当額⑩	
	既納付額⑪	
	差引納付額 (⑧-⑩-⑨、⑪)	
	変更前税額⑫	
額	増減額(⑧-⑫)	
	変更月	月

納付額	6月分		指番号 宛番号 氏名 住所
	7月分		
	8月分		
	9月分		
	10月分		
	11月分		
12月分			
1月分			あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第11条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）提起することができます。ただし、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
2月分			
3月分			
4月分			
5月分			
年 月 日 問合せ先 東京都北区 部 課 電話			

第11号様式（乙）（第15条関係）

（裏）

◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③
 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得額④
 税額控除前所得額④－税額控除額⑤＝所得額⑥
 所得額⑥÷均等割額⑦＝特別区民税額⑧
 特別区民税額⑧－均等割額⑦＝特別区民税額⑨
 特別区民税額⑨－所得不足額⑩＝差引納付額
 (注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
 3 「所得不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割
 特別区民税 円 都民税 円
 ・所得割（総合課税分）
 特別区民税 % 都民税 %

◎所得控除

雑損控除	医療費控除
実損額失額－総所得金額等の合計額×10%又は、(実損額支出金額－5万円)のうちいずれか低い方の金額	医療費の実費負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額20万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

社会保険料控除等	支払金額	
	支払金額	控除額
新契約	12,000円以下	全額
	12,000円超32,000円以下	支払金額の1/4+6,000円
旧契約	32,000円超56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円
生命保険料控除	15,000円以下	全額
	15,000円超40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)	40,000円超70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
	70,000円超	35,000円
一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)		
雑損控除	50,000円以下	支払金額の1/2
	50,000円超	25,000円
医療費控除	5,000円以下	全額
	5,000円超	支払金額の1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

納税者本人の所得金額	支払金額		
	900万円以下	900万円超1,000万円以下	1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円
	老人	38万円	26万円
障害者控除	一般	33万円	22万円
	老人	38万円	26万円
寡婦控除	一般	33万円	22万円
	老人	38万円	26万円
ひとり親控除	一般	33万円	22万円
	老人	38万円	26万円
勤労学生控除	一般	33万円	22万円
	老人	38万円	26万円

基礎控除	納税者本人の所得金額		
	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	43万円
基礎控除	2,400万円以下 <td>43万円</td> <td></td>	43万円	
	2,400万円超2,450万円以下	29万円	
基礎控除	2,450万円超2,500万円以下	15万円	
	2,500万円超		
基礎控除	2,400万円以下 <td>43万円</td> <td></td>	43万円	
	2,400万円超2,450万円以下	29万円	
基礎控除	2,450万円超2,500万円以下	15万円	
	2,500万円超		
基礎控除	2,400万円以下 <td>43万円</td> <td></td>	43万円	
	2,400万円超2,450万円以下	29万円	
基礎控除	2,450万円超2,500万円以下	15万円	
	2,500万円超		

種類	課税所得金額			
	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
特別区民税				
都民税				
特別区民税				
都民税				
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

種類	課税所得金額			
	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
特別区民税				
都民税				
特別区民税				
都民税				
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
 合計課税所得金額が200万円以下の者
 次の①と②のいずれか少ない額の5%（特別区民税3%、都民税2%）に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合において、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額
 合計課税所得金額が200万円超の者
 ①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（特別区民税3%、都民税2%）に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 960万円超 1,000万円以下
普通	1万円	配偶者控除	一般 5万円 老人 10万円
障害者控除	10万円	特別区民税	3万円
同居特別	22万円	都民税	2万円
寡婦控除	1万円	特別区民税	3万円
ひとり親	1万円	都民税	2万円
親	5万円	特別区民税	3万円
母	5万円	都民税	2万円
配偶者	5万円	特別区民税	3万円
扶養	5万円	都民税	2万円
控除	5万円	特別区民税	3万円
特定	18万円	都民税	13万円

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和3年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から③を控除した金額（前年分の所得税に係る課税所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度））を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
 ただし、前住年が平成26年4月から令和3年12月までであって、特定取得又は特別特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」とし、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
 ②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

特別区民税	都民税
3/5	2/5

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	特別区民税	都民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の特別区民税6%、都民税4%に相当する金額
 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
 2 東京都の共同基金又は日本赤十字社東京都支部に対する寄附金のうち、政令で定めるもの
 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都又は区の条例で定めるもの
 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都又は区の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の区割の区分に応じて区割の割合を乗じて得た額の特別区民税は5分の3、都民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額（所得額の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税所得金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

別記第十四号様式を次のように改める。

第14号 様式 (甲) (第17条関係)

(表)

年度
特別区民税・都民税 税 額 決 定 通 知 書
納 税

あなたの税額を次のとおり決定いたしましたので通知します。

年 月 日

特別区民税・都民税の賦課 税額に関するお問合せ

電話:

納税に関するお問合せ

電話:

税の証明に関するお問合せ

電話:

東京都北区役所 〒114-8508 北区王子本町1丁目15番22号

通知書番号	
問合せ番号	

年 税 額	円
給与特別徴収税額	円
公的年金特別徴収税額	円
普通徴収税額	円

期 別				
納 期 限				
税 額	円	円	円	円
充 当 額	円	円	円	円
納 付 済 額	円	円	円	円
充 当 後 納 付 額	円	円	円	円

口座振替による納付の場合

金 融 機 関 名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	
振 替 方 法	

(個人情報のため口座番号の一部を消してあります。)

(1) 所得金額の内訳 (単位: 円)

収 入	給 与 収 入			
	公 的 年 金 収 入			
総 合 課 税 所 得				
	総 所 得 合 計			
分 離				
繰 越 損 失				
合 計 所 得				

(3) 課税標準額 (単位: 円)

総 所 得			

(4) 合計税額 (単位: 円)

	区 民 税	都 民 税
所 得 割 合 計 額		
差 引 所 得 割 額		
均 等 割 額		
計		

(2) 所得控除額の内訳 (単位: 円)

控 除 金 額				
	控 除 合 計			

年 税 額			
<small>所得割より控除しきれなかった配当割及び譲渡割の控除額</small>			

(5) 公的年金から特別徴収する額及び徴収月

特別徴収義務者						
法 人 番 号						
特別徴収対象年金						
特 別 徴 収 税 額	年 4 月				(単位: 円)	
	年 6 月					
	年 8 月					
	年 1 0 月					
	年 1 2 月					
	年 2 月					
	別 翌 年 度 徴 収 税 額 特	年 4 月				
		年 6 月				
	年 8 月					

扶養親族該当区分									
配偶者		特 定	同 老	老 人	16歳未満	其 他	障 害		
有	老						同 特	特 別	其 他
本人該当区分									
未 成 年	障 害		寡 婦	ひ と り 親	勤 労 学 生	家 ・ 事			
	特 別	其 他							

第 14 号様式 (甲) (第 17 条関係)

(裏)

均等割額……特別区民税 円・都民税 円
 所得割額……課税標準額 (総所得分) × 特別区民税 %
 × 都民税 %
 ※年度によって一部税率や控除等が異なります。

- 1 納税義務者
 (地方税法第 24 条及び第 294 条並びに東京都北区特別区税条例第 9 条)
 (1) 特別区民税・都民税は 1 月 1 日現在に
 ア 区内に住所を有する個人に対しては均等割額と所得割額の合計額が課税されます。
 イ 区内に事務所・事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所がない方に対しては均等割額が課税されます。
 (2) 次の方には課税されません。
 ア 1 月 1 日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 イ 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下の方
 ウ 区内に住所を有する方で均等割のみを課すべきもののうち、前年中の合計所得金額が 35 万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額 (同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 21 万円を加算した金額) 以下である方に対しては、均等割額は課税されません。
- 2 徴収方法
 徴収方法には普通徴収と特別徴収の二つの方法があります。
 (1) 普通徴収とは、納税義務者が直接この納税通知書によって納める方法です。通常 6 月から年税額を 4 期 (税額が均等割の金額以下のときは 1 回) に分けて納付します。
 (2) 特別徴収とは、特別徴収義務者が納入する方法です。給与所得者については、給与支払者 (特別徴収義務者) が 6 月から翌年 5 月まで 12 回にわたって毎月の給与から差し引きます。老齢基礎年金等を受給している特別徴収対象年金所得者については、年金保険者 (特別徴収義務者) が通常 4 月から翌年 3 月まで 6 回にわたって年金から差し引きます。
 (3) 特別徴収から普通徴収への切替
 特別徴収されている方が年度の途中で特別徴収されなくなった場合、未徴収の額を普通徴収の方法で納めることになります。
- 3 審査請求及び処分の取消しの訴え
 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に東京都北区を被告として (訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長になります。) 提起することができます。ただし、当該判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 4 納期限までに納付されなかった場合における措置
 (1) 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。
 (2) 表記金額を納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額 (1,000 円未満の端数があるとき、またはその金額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。) に年 14.6% (納期限の翌日から 1 月を経過するまでの期間については、年 7.3%) の割合 (令和 3 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1% の割合を加算した割合 (以下「延滞金特例基準割合」という。)) が年 7.3% の割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6% の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3% の割合を加算した割合とし、年 7.3% の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1% の割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3% の割合を超える場合には、年 7.3% の割合) とします。) を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合です。
 なお、表記金額を訂正した場合はこの納付書は利用できません。
- 5 減免申請について
 減免を受けようとする方は、納期限前 7 日までに減免申請書を提出しなければなりません。

～ご注意～

- 1 税金を納めるときは、納付書にお金を添えて出してください。
- 2 納めると、領収書に受け取った日付印を押して返しますので、7 年間は大切に保存してください。
- 3 納付書をよごしたり、やぶいたりしたときは、すぐにお問合せください。

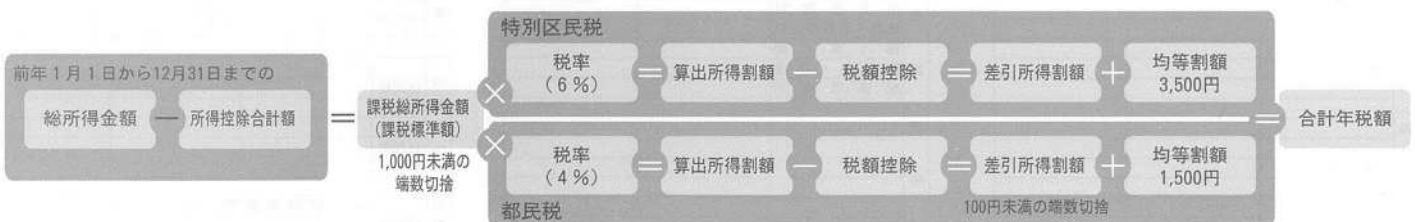
口座振替で「全期払」を登録されている方は、第 1 期の納期限日に全額振替させていただきます。

[お問合せ]

東京都北区 課 ()
 月～金曜日 (祝日・休日、年末年始を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時

特別区民税・都民税 税計算のしくみ

※ 年度によって、一部税率や控除が異なります。
 ※ 分離課税分の所得がある場合には、計算方法が異なります。



●所得から差し引かれるもの (所得控除合計額の主な内訳)

- ・雑損控除
- ・社会保険料控除
- ・生命保険料控除
- ・寡婦、ひとり親控除
- ・配偶者控除
- ・基礎控除 等
- ・医療費控除
- ・小規模共済等掛金控除
- ・地震保険料控除
- ・勤労学生控除
- ・配偶者特別控除

●所得割額から差し引かれるもの (税額控除の主な内訳)

- ・配当控除
- ・調整控除
- ・寄附金控除
- ・株式等譲渡所得割控除
- ・外国税額控除
- ・住宅借入金控除
- ・配当割控除

第14号 様式 (乙) (第17条関係)

(表)

年度

特別区民税・都民税 税額変更 納税(税額決定) 通知書兼

公的年金特別徴収決定(中止)通知書

あなたの税額を次のとおり決定いたしましたので通知します。

年 月 日

Table with 2 columns: 通知書番号, 問合せ番号

◎決定又は変更理由

Large empty box for decision or change reasons.

特別区民税・都民税の賦課 税額に関するお問合せ

電話:

納税に関するお問合せ

電話:

税の証明に関するお問合せ

電話:

東京都北区役所 〒114-8508 北区王子本町1丁目15番22号

◎所得及び所得控除 (円)

Table for income and deductions with columns for category, before change, and after change.

◎課税標準額及び税額 (円)

Table for tax standards and amounts with columns for category, before change, and after change.

◎扶養・本人区分等

Table for support and personal categories with columns for category and before/after change.

Table for personal categories with columns for category and before/after change.

◎事業所情報

Table for business information with fields for identification number, recipient number, and business name.

◎特別徴収を行う公的年金

Table for special collection of public pension with fields for payer, legal number, and target pension.

◎公的年金より徴収される翌年度の仮徴収税額

Table for estimated special collection tax amount for the following year with columns for month, before change, and after change.

翌年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、翌年度4月から8月まで上記の額を特別徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。また、公的年金から特別徴収が中止された場合には、普通徴収の方法によって徴収します。

◎普通徴収期割額 (円)

Table for ordinary collection period amounts with columns for period, before change, after change, and payment.

◎給与特別徴収月割額 (円)

Table for salary special collection monthly amounts with columns for month, before change, and after change.

◎公的年金特別徴収月割額 (円)

Table for public pension special collection monthly amounts with columns for month, before change, after change, and payment.

◎口座振替による納付の場合

Table for payment by bank transfer with fields for financial institution name, account number, name, and method.

(個人情報保護のため口座番号の一部を*で表示しています。)

第14号様式(乙)(第17条関係)

(裏)

均等割額……特別区民税 円・都民税 円
 所得割額……課税標準額(総所得分)×特別区民税 %
 ×都民税 %
 ※年度によって一部税率や控除等が異なります。

- 1 納税義務者
 (地方税法第24条及び第294条並びに東京都北区特別区税条例第9条)
 (1) 特別区民税・都民税は1月1日現在に
 ア 区内に住所を有する個人に対しては均等割額と所得割額の合計額が課税されます。
 イ 区内に事務所・事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所がない方に対しては均等割額が課税されます。
 (2) 次の方には課税されません。
 ア 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 イ 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方
 ウ 区内に住所を有する方で均等割のみを課すべきもののうち、前年中の合計所得金額が35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)以下である方に対しては、均等割額は課税されません。
- 2 徴収方法
 徴収方法には普通徴収と特別徴収の二つの方法があります。
 (1) 普通徴収とは、納税義務者が直接この納税通知書によって納める方法です。通常6月から年税額を4期(税額が均等割の金額以下のときは1回)に分けて納付します。
 (2) 特別徴収とは、特別徴収義務者が納入する方法です。給与所得者については、給与支払者(特別徴収義務者)が6月から翌年5月まで12回にわたって毎月の給与から差し引きます。老齢基礎年金等を受給している特別徴収対象年金所得者については、年金保険者(特別徴収義務者)が通常4月から翌年3月まで6回にわたって年金から差し引きます。
 (3) 特別徴収から普通徴収への切替
 特別徴収されている方が年度の途中で特別徴収されなくなった場合、未徴収の額を普通徴収の方法で納めることになります。
- 3 審査請求及び処分の取消しの訴え
 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。また、この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長になります。)提起することができます。ただし、当該判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 4 納期限までに納付されなかった場合における措置
 (1) 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。
 (2) 表記金額を納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、またはその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3%)の割合(令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。
 なお、表記金額を訂正した場合はこの納付書は利用できません。
- 5 減免申請について
 減免を受けようとする方は、納期限前7日までに減免申請書を提出しなければなりません。

～ご注意～

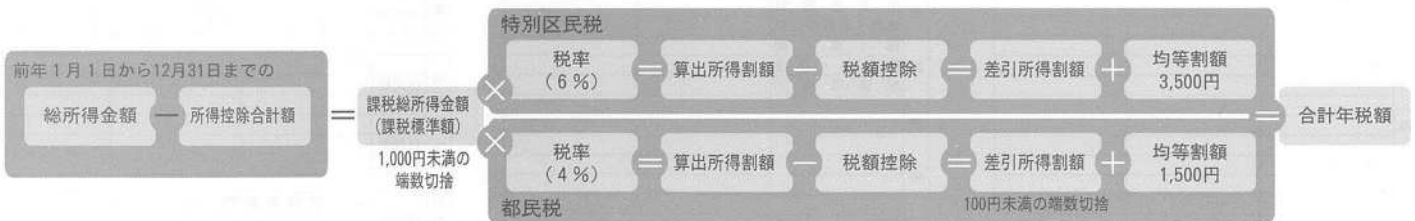
- 1 税金を納めるときは、納付書にお金を添えて出してください。
- 2 納めると、領収書に受け取った日付印を押して返しますので、7年間は大切に保存してください。
- 3 納付書をよごしたり、やぶいたりしたときは、すぐにお問合せください。

口座振替で「全期払」を登録されている方は、第1期の納期限日に全額振替させていただきます。

[お問合せ]
 東京都北区 課 ()
 月～金曜日(祝日・休日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時

特別区民税・都民税 税計算のしくみ

※ 年度によって、一部税率や控除が異なります。
 ※ 分離課税分の所得がある場合には、計算方法が異なります。



- 所得から差し引かれるもの
 (所得控除合計額の主な内訳)
- ・雑損控除
 - ・社会保険料控除
 - ・生命保険料控除
 - ・寡婦、ひとり親控除
 - ・配偶者控除
 - ・基礎控除 等
 - ・医療費控除
 - ・小規模共済等掛金控除
 - ・地震保険料控除
 - ・勤労学生控除
 - ・配偶者特別控除

- 所得割額から差し引かれるもの
 (税額控除の主な内訳)
- ・配当控除
 - ・調整控除
 - ・寄附金控除
 - ・株式等譲渡所得割控除
 - ・外国税額控除
 - ・住宅借入金控除
 - ・配当割控除

別記第十四号の二(参)中「前年に」を「の規定により告示された割合」
を「に規定する平均貸付割合」に「特例基準割合」を「延滞金特例基準割
合」に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。)」を「当該特例
基準割合適用年」を「その年」に「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合
に」に改める。

別記第十四号の三(参)中「以後」を「令和2年12月31日まで」に「租税特
別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改
正前の租税特別措置法」に改め、「)とします」の次に「。令和3年1月1日以後
の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定す
る平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」とい
う。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割
合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合
とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算し
た割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)と
します」を「(参)中」に改める。

別記第十四号(参)中「賦課年度相当年度」及び「車台番号」を「取り
まどめ店」を「ちよとめ銀行」に「領収書」を「領収証書」に改め、
「ちよとめ銀行」を「ちよとめ銀行」に「領収書」を「領収証書」に改め、

別記第十五号様式(裏)を次のように改める。

第15号様式（第17条関係）

（裏）

一継続検査の申請を
される方へ一

滞納状況欄に「有」と表示されている
場合には、未納の税金がありますので、

納税の上証明書の交付申請を

してください。

○本状到着前に納税済のときは行き違
いですのでご容赦ください。その場
合はお手数でも領収書を提示して証
明書の交付申請をしてください。

○領収印がなくても滞納状況欄が空欄
であれば、 年 月 日ま
では納税証明書として使用できます。

1. 納税義務者

本税は4月1日現在において原動機付自転
車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小
型自動車（以下「軽自動車等」という。）を
所有している方、または、国・地方公共団体
などの軽自動車等を借り受けて使用してい
る方に課せられます（地方税法第442条の2、
東京都北区特別区税条例第37条）。

2. 課税標準及び税率

車 の 種 類	税 率	
原 動 機 付 自 転 車	総排気量50cc以下	2,000円
	総排気量50cc超90cc以下	2,000円
	総排気量90cc超125cc以下	2,400円
	3輪以上(一定のものを除く)	3,700円
軽 自 動 車	2輪 (125cc超250cc以下)	3,600円
	2輪 (ポートルレーサー等)	3,600円
2輪の小型自動車 (250cc超)	6,000円	
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

車 の 種 類	旧税率	新税率	重課税率
3輪	3,100円	3,900円	4,600円
4輪以上 の乗用	営業用	5,500円	6,900円
	自家用	7,200円	10,800円
4輪以上 の貨物用	営業用	3,000円	3,800円
	自家用	4,000円	5,000円

車 の 種 類	軽課75%	軽課50%	軽課25%
3輪	1,000円	2,000円	3,000円
4輪以上 の乗用	営業用	1,800円	3,500円
	自家用	2,700円	5,400円
4輪以上 の貨物用	営業用	1,000円	1,900円
	自家用	1,300円	2,500円

軽自動車等の使用に対するもの
(国・地方公共団体などから借り
受けている場合)

上記の税率の7割に相当する額

※各税率の詳細については別紙を参照

3. 軽自動車税(種別割)の減免

身体障害者等、生活保護受給者、その他で
当区の条例の規定に該当する方は減免が受け
られます。納期限前7日までに当該事由を証
明する書類等を提示し、減免申請書を提出し
てください(地方税法第454条、東京都北区
特別区税条例第46条、第46条の2)。

4. 審査請求及び処分の取消しの訴え

この処分に不服がある場合は、この処分が
あったことを知った日の翌日から起算して3
箇月以内に東京都北区長に対して審査請求を
することができます。ただし、この処分があ
ったことを知った日の翌日から起算して3箇
月以内であっても、この処分の日の翌日から
起算して1年を経過すると審査請求をするこ
とができなくなります。また、この処分の取

消しを求める訴えは、前記の審査請求に対す
る判決があったことを知った日の翌日から起
算して6箇月以内に東京都北区を被告として
(訴訟において東京都北区を代表する者は東
京都北区長となります。)提起することがで
きます。ただし、当該判決があったことを知
った日の翌日から起算して6箇月以内であ
っても、当該判決の日の翌日から起算して1年
を経過すると処分の取消しの訴えを提起す
ることができなくなります。なお、処分の取消
しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を
経た後でなければ提起することができないこ
ととされていますが、①審査請求があった日
の翌日から起算して3箇月を経過しても判決
がないとき、②処分、処分の執行又は手続の
続行により生ずる著しい損害を避けるため緊
急の必要があるとき、③その他判決を経ない
ことにつき正当な理由があるときは、判決を
経なくても処分の取消しの訴えを提起するこ
とができます。

納めるところ

5. 納期限までに納付されなかった場合にお
ける措置

(1) 納期限までに税金を完納しないため督
促を受け、かつ、その督促状を発した日から
起算して10日を経過した日までの税金にか
かる徴収金を完納しない場合には、滞納処
分を受けることになります。

(2) 表記金額を納期限までに納付されな
いときは、納期限の翌日から納付の日までの期
間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数
があるとき、またはその金額が2,000円未満
であるときは、その端数金額または全額を切り
捨てます。)に年14.6%(その納期限の翌
日から1月を経過する日までの期間について
は、年7.3%)の割合(当該年の租税特別措
置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に
年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金
特例基準割合」という。)が年7.3%の割合に
満たない場合には、その年中においては、年
14.6%の割合にあつてはその年における延滞
金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した
割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延
滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した
割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を
超える場合には、年7.3%の割合)としま
す。)を乗じて計算した延滞金額を加算して
納付しなければなりません。この場合の年当
たりの割合は、うるう年の日を含む期間につ
いても、365日当たりの割合です。

なお、表記金額を訂正した場合はこの納付
書は利用できません。
「納めるところ」右参照

[納税に関するお問合せ]

◎北区 部 課
月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで
祝日・休日、年末年始を除く。

[軽自動車等の廃車について]

軽自動車等を譲渡したとき、廃棄したときもしくは盗難にあったとき、または所有者の住所・氏名等に変更があったときは、必ず下記の場所にて手続きをしてください。

[譲渡等に関するお問合せ]

◎125ccを超える二輪車
練馬自動車検査登録事務所
◎軽三輪車・軽四輪車
軽自動車検査協会 練馬支所
◎原動機付自転車・小型特殊自動車
北区区民部税務課税務係

別記第十六号の三様及び第十六号の四様を中「賦課年度相当年度」を証す、
「取りまとめ店」や「ゆうちょ銀行取りまとめ店」及び「領収書」や「領収証書」
に於ける。

別記第十六号を継ぎ中「以後」や「から令和2年12月31日まで」及び「租税特別措
置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前
の租税特別措置法」に於ける「）とします」の如し「。令和3年1月1日以後の期
間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平
均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」とい
う。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中において、年14.6%の割
合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合
とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算し
た割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）
とします」や「いただきます」の如し「。この場合における年当たりの割合は、
閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です」や其の如し。

別記第十六号の三様を中「以後」や「から令和2年12月31日まで」及び「租税特
別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改
正前の租税特別措置法」に於ける「）とします」の如し「。令和3年1月1日以後
の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定す

る平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします」を昭和。

原記簿二十一母巻六(五)「賦課年度相当年度」を昭和「取りまとめ店」を昭和「ゆうちよ銀行取りまとめ店」を昭和「領収書」を昭和「領収証書」を昭和。別記簿二十一母巻六(五)「当該年の前年に」を昭和「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の」を昭和「の規定により告示された割合」を昭和「に規定する平均貸付割合」を昭和「特例基準割合」を昭和「延滞金特例基準割合」を昭和「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を昭和「当該特例基準割合適用年」を昭和「その年」を昭和「特例基準割合に」を昭和「延滞金特例基準割合に」を昭和「この場合」を昭和「この場合における」を昭和「うる年」を昭和「閏年」を昭和「問い合わせ」を昭和「お問合せ」を昭和。

原記簿二十一母巻六(五)中「お読みください」を昭和「お読みください。」を昭和「当該年の前年に」を昭和「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の」を昭和「の規定により告示された割合」を昭和「に規定する平均貸付割合」を昭和

「特例基準割合」や「延滞金特例基準割合」に該当し、「（以下「特例基準割合」適用年」という。）」や延滞金特例基準割合に該当する場合の「この場合における」及び「うる年」や「閏年」に該当する。

第11条第1項第2号（区）中「以後」や「から令和2年12月31日まで」及び「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法」に該当し、「（）」とします。「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします」や第11条第1項第2号「うる年」や「閏年」に該当する。

第11条第1項第1号の「以後」や「から令和2年12月31日まで」及び「租税特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法」に該当し、「（）」とします。「令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定

する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とす」を加え、同様式備考を削る。

別記第三十八号様式を次のように改める。

住所

年 月 日

東京都北区長

印

氏名 様

公印は黒色の電子印です。

特別区民税・都民税（ ） 過誤納金還付兼充当通知書

あなたが支払った 特別区民税・都民税（ ） は納めすぎになりましたので通知いたします。
 未納分がある場合は、下記の充当明細のとおり、過誤納分を充当しております。④ 還付額が生じた場合は、口座振替で還付いたしますので、同封の還付請求書にご記入の上、ご返送ください。

還付充当番号	過誤納理由
--------	-------

① 合計過誤納額 円	-	② 合計充当額 円	+	③ 還付加算金 円	=	④ 還付額 円
---------------	---	--------------	---	--------------	---	------------

<過誤納明細>

科目	期月等	納付（入）年月日	賦課年度		相当年度		通知書番号		(単位：円)	
			納めるべき額	納付（入）金額	過誤納額					
			本税	延滞金	本税	延滞金	本税	延滞金	本税	延滞金
			① 合計過誤納額							

<充当明細>

科目	賦課年度	相当年度	通知書番号	期月等	充当額	延滞金充当額	義務者名
			② 合計充当額				

この通知書の還付受領の時効は5年です。

この還付・充当通知に不服がある場合の措置

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都北区長に対し審査請求ができます。この処分の取消しを求める訴えは前記の審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）を被告として提起できます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起できないとされていますが

- ①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき
 - ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
 - ③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起できます。
- ただし、裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。

お問合せ先
 東京都北区

別記第四十二号様式を次のように改める。

第42号様式（第38条関係）

標 識 弁 償 金 納 入 通 知 書 兼 領 収 書

原動機付自転車 小型特殊自動車	標識弁償金	金額	円
--------------------	-------	----	---

標識弁償金は、原動機付自転車標識を、き損亡失した場合に納めなければなりません。

上記のとおり納付してください。

年 月 日

東京都北区長



年 度		年度
金 額		円
標 識 番 号		北区
納 入 者	住 所	
	氏 名	
上記の金額を領収しました。		領 収 日 付 印

付則に別記様式として次のように加える。

年度 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書

北区長殿

住所 _____
 氏名 _____ ㊟
 生年月日 _____
 電話番号 _____

過去3年度に申告した上場株式等に係る譲渡損失の金額で、前年度以前の特別区民税・都民税に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上引ききれなかった損失の額があるときは、この明細書をご提出ください。

損失を申告した年度	前年度分から繰越された上場株式等にかかる譲渡損失の金額	本年度分から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年度分から差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
年度	A	D 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く金額	譲渡損失の金額を本年度以降に繰越すことはできません
		E 分離課税配当所得等から差し引く金額	
年度	B	F 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く金額	1 (B-F-G)
		G 分離課税配当所得等から差し引く金額	
年度	C	H 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く金額	2 (C-H-I)
		I 分離課税配当所得等から差し引く金額	
本年度分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額		3 (D+F+H)	
本年度分の分離課税配当所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額		4 (E+G+I)	
翌年度以降に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額			

※その年度に申告する上場株式等の譲渡所得等・配当所得等がない場合でも、翌年度以降に繰り越す上場株式等の譲渡損失の金額がある場合で、その繰り越す金額が所得税と異なる場合や、確定申告で繰越控除の申告をされない場合はこの明細書をご提出ください。

※この明細書は特別区民税・都民税申告書と一緒に提出してください。

受付1点	受付2点	入力1点	入力2点

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区特別区税条例施行規則の規定により調製した様式で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第八十四号

東京都北区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区国民健康保険条例施行規則（昭和五十七年七月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「国民健康保険資格取得届、国民健康保険資格喪失届又は国民健康保険資格異動届」を「国民健康保険異動届出書」に改める。

第九条第一項中「次の各号に定める療養費支給申請書」を「国民健康保険療養費支給申請書（第七号様式）」に改め、同項各号を削る。

第九条の二第一項中「国民健康保険移送費支給申請書」を「国民健康保険移送費承認・支給申請書」に改める。

第十九条第二項中「国民健康保険料変更通知書（第三十号様式）によつて」を「前項に規定する通知書により」に改める。

第二十二条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項及び第六項を削る。

第二十二条の二第四項中「国民健康保険料減免決定通知書」を「国民健康保険料納入通知書」に改める。

第二十五条第二項中「過誤納金還付・充当通知書」を「国民健康保険料過誤納金還付兼充当通知書」に改め、同条第三項を削る。

第二十五条の二第一項中「過誤納金還付・充当通知書」を「国民健康保険料過誤納

金還付兼充当通知書」に改め、同条第二項中「過誤納金還付請求書兼振替依頼書」を「国民健康保険料過誤納金還付請求書兼振替依頼書」に改める。
別記第一号様式を次のように改める。

国民健康保険異動届出書

下記のとおり届け出ます。

年 月 日

東京都北区長 殿

記号番号

番号	氏名 住民日	生年月日 続柄 宛名番号	世帯主		異動日 事由	退職異動日 届出日 退職区分	届出人		職業		
			住所	氏名			住所	氏名			
<p>前住所</p>							<p>個人番号</p>			受付	
										入力	
										所長	
										照会	
										証発行	

別記第三号様式の二を次のように改める。

国民健康保険被保険者証返還請求書

番 号
年 月 日

様

東京都北区長 印

世帯主氏名		記号番号	
-------	--	------	--

あなたの国民健康保険料については、督促状や催告書等により納付のお願いをしてまいりましたが、いまだに未納額が納付されておりません。国民健康保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、国民健康保険法では、滞納がある世帯主に対し、被保険者証を返還していただき被保険者資格証明書を交付することが定められています。つきましては、国民健康保険法第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり被保険者証の返還請求をすることに決定いたしましたので、期限までにご来所の上、返還してください。

記

- 1 根拠法令 国民健康保険法第9条第3項
- 2 被保険者証の返還先
- 3 被保険者証の返還期限
- 4 その他

(裏)

不服の申立て

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第三号様式の五を次のように改める。

国民健康保険 基準収入額適用申請書

(ふりがな) 世帯主氏名		記号番号	
生年月日		個人番号	
		電話番号	
住所			

対象者氏名				
個人番号				
生年月日				
年中の収入	公的年金 (老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金、老齢年金、退職年金等)	円	円	円
	給与 (パート収入等含)	円	円	円
	年金・給与以外の収入 ()収入	円	円	円
	合計	円	円	円
	世帯合計	円		

(注意)

- 特別区民税・都民税(住民税)が課税されている・いないにかかわらず、同じ世帯にお住まいの70歳以上の国民健康保険加入者(65歳以上で後期高齢者医療の障害認定を受けている旧国保加入者も含みます。)それぞれの収入額を「公的年金」・「給与」・「年金・給与以外の収入」に分けて記入してください。
- 収入額は全て記入してください。
ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入(障害又は遺族に係る年金・恩給等、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、児童手当・児童扶養手当等、災害弔慰金など)は除きます。
- 公的年金等源泉徴収票、給与源泉徴収票、確定申告書の写し、公的年金及び給与収入の額を確認できる所得(課税)証明書等を添付してください。なお、1月1日に北区にお住まいの方は公的年金収入の証明は不要です。また、収入額を証明する書類がなく、かつ、証明する書類が発行されない収入額については収入欄にその旨を記入してください。

東京都北区長 殿

上記のとおり、関係書類を添えて高齢受給者証の負担割合判定に係る再判定を申請します。

年 月 日

申請者

別記第七号様式中

医 科 歯 科 調 剤 補 装 具
 海 外 療 養 費 そ の 他 (生 血 等)

を

医 科 歯 科 調 剤 補 装 具 海 外 療 養 費
 接 骨 は り ・ き ゅ う マ シ ン ナ ー そ の 他 (生 血 等)

に 改

め、「七区

丁目

番

号

」を削り、「甲」を「㊦」

に改め、「・海外療養費」の次に「・接骨・はり・きゅう・マシンナー」を加える。

別記第八号様式から第十号様式までを次のように改める。

第8号様式から第10号様式まで 削除

別記第十三号様式を次のように改める。

年 月 日

様

東京都北区長

印

国民健康保険療養費支給決定通知書

国民健康保険療養費支給申請に対する給付金額が、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

記号番号			
受診者氏名	診療月	診療区分	支給額
		診療種別	
	年 月		円
	年 月		円
	年 月		円
	年 月		円
	年 月		円
	年 月		円
	年 月		円
	年 月		円

支給額合計 円

以下の指定口座に振り込みますので、ご確認ください。

金融機関名	
振込予定日	年 月 日

不服の申立て

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問合せ先

別記第十六号様式を次のように改める。

第16号様式（第9条の2関係）
（表）

国民健康保険移送費 承認 申請書 支給						
被保険者証 の記号番号		移送を受ける又は 受けた被保険者氏名		世帯主との 続柄		
生年月日	年 月 日	個人番号				
医師等の 記入欄	傷病名					
	発病又は負傷年月日	年 月 日				
	移送前の医療機関 入退院年月日	入院：	年 月 日			
		退院：	年 月 日			
	移送先 保険医療機関	所在地：				
		機関名：				
		移送年月日：	年 月 日			
	移送区間	自宅：（			）	病院・診療所から
（				）	病院・診療所まで	
移送方法		費用（見積）額	¥			
意見欄のとおり移送の必要を認めます。						
年 月 日 医師又は歯科医師 住所 氏名 ㊟						
世帯主の 振込口座			銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種別 普通 当座	
	口座番号			フリガナ		
				口座名義人氏名		
上記のとおり申請します。 なお、支給決定後、支給決定金額を上記の口座に振り込んでください。						
年 月 日 世帯主 住所 氏名 ㊟						
		個人番号				
電話						
東京都北区長殿						

(裏)

移送を必要とする意見欄

自宅から移送を必要とする理由又は転医せざるを得ない理由

症状詳記欄

(医師への注意事項)

「自宅から移送を必要とする理由」又は「転医せざるを得ない理由」及び症状詳記欄については、できるだけ詳しく記入してください。

別記第十八号様式及び第十八号様式の二を次のように改める。

国民健康保険高額療養費支給申請書（ 年 月診療分） 記号番号

受診者	個人番号(ご記入ください)	医療機関等	区分
交通事故等 けがをした場合	自損・他損		自己負担限度額 円 支給予定額 円

■振込口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
名義人	

■新規又は口座の変更(世帯主に限ります。)

金融機関名	
支店名(又は支店番号)	
預金種別	
口座番号(7ケタ)	
フリガナ	
名義人	

東京都北区長 殿 上記のとおり申請します。支給金額は上記の口座に振り込んでください。

申請者(世帯主)	年 月 日
住所：	_____
氏名：	_____印
個人番号：	_____
電話：	_____

年 月 日

様

東京都北区長

印

国民健康保険高額療養費支給決定通知書

先に申請のありました高額療養費について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

被保険者証記号番号		
診療月	支給決定額	
支給決定額合計	円	

下記の指定口座に振り込みますので、ご確認ください。

金融機関		種別	
口座番号			
振込予定日			

不服の申立て

<p>1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1） 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--

お問合せ先

別記第十八号様式の三の二から第十九号様式の二までを次のように改める。

国民健康保険 高額療養費 (外来年間合算) 支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

(保険者記入欄)

申請対象年度 年度 計算期間の始期及び終期 年 月 日から 年 月 日まで 支給申請書整理番号 枚中 枚目

フリガナ	保険者名		加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号
申請者氏名	1		年 月 日から 年 月 日まで	
生年月日	性別	2	年 月 日から 年 月 日まで	
記号・番号	個人番号	3	年 月 日から 年 月 日まで	
計算の対象となる加入期間	から		計算期間の末日において加入する医療保険者の名称	
支給方法	振込口座	金融機関コード	口座番号	フリガナ
口座振込	記入欄	銀行 信用金庫 信用組合	店舗コード	口座名義人
			1 2 9 その他	

フリガナ	保険者名		加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号
世帯員氏名	1		年 月 日から 年 月 日まで	
記号・番号	個人番号	2	年 月 日から 年 月 日まで	
生年月日	性別	3	年 月 日から 年 月 日まで	
計算の対象となる加入期間	から		年 月 日から 年 月 日まで	

フリガナ	保険者名		加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号
世帯員氏名	1		年 月 日から 年 月 日まで	
記号・番号	個人番号	2	年 月 日から 年 月 日まで	
生年月日	性別	3	年 月 日から 年 月 日まで	
計算の対象となる加入期間	から		年 月 日から 年 月 日まで	

備考

東京都北区長 殿

申請年月日 年 月 日

郵便番号 住所 申請者氏名 印

電話番号

① 外来年間合算の支給を申請します。支給決定金額は、上記の口座に振り込んでください。
 ② 自己負担額証明書の交付を申請します。①・②のいずれも丸で囲んでください。
 ※ 自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①のみを丸で囲んでください。
 外来年間合算の支給申請のみを行う場合、①のみを丸で囲んでください。

様

年 月 日

東京都北区長

印

国民健康保険 高額療養費（外来年間合算）支給・不支給決定通知書

先に申請のありました高額療養費（外来年間合算）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 証 記 号		被 保 険 者 証 番 号	
計 算 期 間	年 月 ～ 年 月				
支 払 予 定 日					
計 算 期 間 中 の 自 己 負 担 額 の 合 計 額	円		支 給 額	円	
給 付 の 種 類	高額療養費（外来年間合算）				
不 支 給 の 理 由					
備 考					

支 払 方 法		
振 込 先	金 融 機 関	
	口 座 種 別	

お問合せ先

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

	枚中		枚目
--	----	--	----

様

国民健康保険 高額療養費（外来年間合算）自己負担額証明書

下記のとおり証明いたします。

フリガナ							
申請者氏名							
生 年 月 日						性 別	
自己負担額証明書整理番号							
保 険 者 番 号				証 明 対 象 年 度			
被 保 険 者 証 記 号				被 保 険 者 証 番 号			
対 象 と な る 計 算 期 間							
計算期間において世帯主であった期間							
診 療 年 月	氏 名 :		氏 名 :		氏 名 :		
	記号・番号:		記号・番号:		記号・番号:		
	自己負担額	摘 要	自己負担額	摘 要	自己負担額	摘 要	
年 8 月 分							
9 月 分							
10 月 分							
11 月 分							
12 月 分							
年 1 月 分							
2 月 分							
3 月 分							
4 月 分							
5 月 分							
6 月 分							
7 月 分							
計							
年 月 日							
東京都北区長						印	

【保険者連絡用】

(お問合せ先)
(計算結果送付先)

申請対象年度	年度	申請区分	支給申請書整理番号
--------	----	------	-----------

高額介護合算療養費等支給申請書 兼 自己負担額証明書交付申請書

(保険者等記入欄)

ふりがな	生年月日	年月日	性別	個人番号	計算期間の始期及び終期	年月～年月
------	------	-----	----	------	-------------	-------

保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	国民健康保険資格情報	保険者名称	加入期間
			続柄 1. 世帯主 2. 擬制世帯主 3. 世帯員		年月日から年月日まで

保険者番号	被保険者番号	被保険者番号	後期高齢者医療資格情報	広域連合名称	加入期間
					年月日から年月日まで

保険者番号	被保険者番号	被保険者番号	介護保険資格情報	保険者名称	加入期間
					年月日から年月日まで

支払方法	振込口座 記入欄	銀行 信用組合	金融機関コード	店舗コード	種目	口座番号	フリガナ
口座振込					1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他		口座名義人
	保険者名		加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号			
保険者加入暦	1		年月日から年月日まで				
	2		年月日から年月日まで				
	3		年月日から年月日まで				

東京都北区長 殿

1 上記対象者について高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）の支給を申請します。
 2 支給決定金額は、上記の口座に振り込んでください。
 ※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、1・2のいずれも丸で囲んでください。
 ※自己負担額合算療養費（高額介護合算介護（予防）サービス費）の支給申請を行う場合、1のみを丸で囲んでください。

郵便番号 年 月 日
 住所
 申請者 氏名
 氏名 電話番号
 電話番号

枚中	枚目
----	----

年 月 日

様

東京都北区長

印

高額介護合算療養費支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました高額介護合算療養費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者証記号		被保険者証番号	
計算対象期間	年 月 ～ 年 月				
計算対象期間中の自己負担額の合計額		円	支給額		円
給付の種類					
不支給の理由					
備考					

支 払 方 法		
振 込 先	金 融 機 関	
	振 込 予 定 日	

お問合せ先

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様

国民健康保険自己負担額証明書

下記のとおり証明いたします。

ふりがな			
氏名			
生年月日		性別	
自己負担額証明書整理番号			
保険者番号		証明対象年度	
被保険者証記号		被保険者証番号	
対象となる計算期間	年 月 日～		年 月 日
計算期間において被保険者であった期間	年 月 日～		年 月 日
診療年月	自己負担額	うち70～74歳の者に係る負担額	摘要
年 8月分			
9月分			
10月分			
11月分			
12月分			
年 1月分			
2月分			
3月分			
4月分			
5月分			
6月分			
7月分			
計			
年 月 日			
東京都北区長			印

【保険者連絡用】

お問合せ先

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

東京都北区長 殿

下記のとおり出産育児一時金の支給を申請します。
 なお、支給決定後、支給決定金額を下記の口座に振り込んでください。

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

個人番号																			
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話 ()

支給申請金額										円	被保険者証 記号・番号										
出産育児一時金 総額										円	直接支払制度 支払済額										円
出生児の氏名				男・女	生 月	年 日	年 月 日			世帯主 との続柄											
母の氏名				適 用	開 始	日	年 月 日			適用開始後6か月 経過 未満 (国・社扶・社本)											
個人番号											分娩の種類	生産	死産 (妊娠	か月)							

口座振替依頼書															
振込先 金 融 機 関	銀行 信用金庫 ()						店	預 金 種 別	1 普通 2 当座 3 貯蓄 4 その他 ()						
(カタカナ) 口座名義	-----						口座番号								
※世帯主名義の口座をご指定ください。															

確認欄	
<input type="checkbox"/> 直接支払制度合意文書・不合意文書 <input type="checkbox"/> 出産費用の内訳を記した明細書又は領収書 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 出産証明書 (医 ・ 公) <input type="checkbox"/> 出産した方のパスポート (母 ・ 子) <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> その他	

係長	担当者	受付者	受付番号

年 月 日

様

東京都北区長

印

国民健康保険 出産育児一時金支給決定通知書

国民健康保険出産育児一時金の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

被保険者証記号番号		
出 産 者 氏 名		
分 娩 年 月 日		
出産育児一時金支給額		
医療機関等代理受取額		
支 給 決 定 額		
振込先	金融機関名	
	支 店 名	

<p>不服の申立て</p> <p>1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--

お問合せ先

別記第二十号様式の二を次のように改める。

年 月 日

様

東京都北区長

印

国民健康保険葬祭費支給決定通知書

先に申請がありました葬祭費について、下記のとおり支給することを決定しましたので、通知します。

記

記号番号	
支給決定額	円
亡くなられた方	様

下記の指定口座に振り込みますので、ご確認ください。

金融機関	
振込予定日	年 月 日

不服の申立て

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問合せ先

次に次の一様式を加える。別記第三十号様式（甲）及び第三十号様式（乙）を削り、別記第二十九号様式の

年 月 日
あなたの世帯の 年度賦課
国民健康保険料（ 年度相当分）を
通知します。

東京都北区長

通知書番号			
記号番号			
納付方法			

通知理由

この保険料は から までの保険料となります。

合計 保険料額		前回 保険料額	
	円		円

	医療分	支援金分	介護分
料率（%）			
均等割額（円）			

		医療分		支援金分		介護分	
		今回保険料	前回保険料	今回保険料	前回保険料	今回保険料	前回保険料
所得割	算定基礎額						
	所得割額④						
均等割額⑤							
積算合計額⑥（=④+⑤）							
保険料軽減額⑦							
超過限度額⑧							
保険料額合計（⑥-⑦-⑧）							

★一世帯当たりの最高限度額：医療分 円 支援金分 円 介護分 円

普通徴収		今回保険料	前回保険料	納めた保険料	納める保険料	納期限
	4月期					
5月期						
6月期						
7月期						
8月期						
9月期						
10月期						
11月期						
12月期						
1月期						
2月期						
3月期						

特別徴収		今回保険料	前回保険料
	4月期		
6月期			
8月期			
10月期			
12月期			
2月期			
特別徴収義務者			
対象年金			
納付義務者			
生年月日		性別	

納めた保険料は 頃までの収納状況です。
納めた保険料は、収納の確認に日数がかかるため、最近の納付額が含まれていない場合がありますのでご了承ください。

<加入者別内訳>

国保加入者氏名	加入月												算定基礎額	個人別保険料	医療分	支援金分	介護分
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					

国保加入月（介護分を含む月：● 含まない月：○） 非自発的の失業者軽減該当月（介護分を含む月：★ 含まない月：☆）

(裏)

1 保険料を賦課する根拠と納付義務者

国民健康保険法第76条及び東京都北区国民健康保険条例（以下「条例」といいます。）第14条によります。

納付義務者は加入者（被保険者）の属する世帯の世帯主です。納入通知書は世帯主宛てにお送りします。（条例第20条）

※世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯員に国民健康保険の被保険者がいれば、世帯主が納付義務者となります。保険料には世帯主の方の保険料は含まれておりません。

2 保険料の賦課額

基礎賦課額（医療分）と後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）と介護納付金賦課額（介護分）の合算額です。（条例第14条の2）

※後期高齢者支援金等賦課額につきましては平成20年4月より賦課されています。

介護納付金賦課額は、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）にかかります。

6月の住民税確定後に計算した保険料の年額を、6月期から3月期までの10割割にしています。前年度以前の方は、一括の額になります。

3 収入科目

(款) 国民健康保険料 (項) 国民健康保険料 (目) 一般被保険者・退職被保険者等国民健康保険料

4 保険料を納めなかった場合

(1) 延滞金

納期までに納めないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、延滞金が増加されます。

(2) 督促及び滞納処分

保険料を滞納したときは、督促状によって督促を受けるほか地方税法の滞納処分の例により滞納処分を受けることになります。

(3) 被保険者証の返還と資格証明書の交付

1年間保険料を納めないときは、被保険者証を返還していただき、代わりに資格証明書が交付されます。資格証明書で診療を受けた場合は、診療費用の全額を支払い、後日保険給付分を区へ申請していただくことになります。

(4) 保険給付の支払の一時差止と保険給付費からの滞納保険料額の控除

1年6箇月間保険料を納めないときは、保険給付の全額又は一部の支払が一時差止められます。その後も滞納保険料を納めない場合は、差し止められた保険給付の額から滞納保険料額を控除することがあります。

5 不服申立て

(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) 上記(1)の審査請求に対する裁判を経た場合に限り、当該裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁判がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

6 保険料の減額

前年の総所得金額が一定の基準以下の世帯は、保険料の均等割額が7割・5割又は2割減額になります。

7 保険料の減免

災害等により生活が著しく困難になり、保険料の減免・徴収猶予を受けようとする場合には、納期限7日前までにご相談ください。

8 保険料の還付

資格の異動などの理由により保険料が納め過ぎとなった場合は、通知をお送りします。ご返送されてから約1箇月後に指定の口座に振込みいたします。

9 世帯全員が国保をやめた場合

加入期間中の保険料を精算した額を通知します。なお、一度精算していても、その後算定基礎額に変更があった場合、保険料を再計算した結果、再度保険料を請求することがあります。

10 転入して加入の場合

他の区市町村から転入された方には、当初、均等割額のみで計算した保険料額で通知しています。算定基礎額が判明した時点で保険料を再計算し、変更がある場合は改めて通知します。

11 介護納付金賦課額について

年度途中で40歳に到達して介護保険第2号被保険者となった方は、40歳に到達した月又はその翌月から（4月に到達の場合は6月から）介護納付金賦課額の支払が始まります。支払う額は40歳に到達した月の分からです。

年度途中で65歳に到達する方の介護納付金賦課額は、65歳到達月の前月分までです。この額を6月期から3月期までで分割しているため、65歳到達月以降も保険料に含まれます。

※40歳・65歳に到達した月とは、それぞれの誕生日の前日が属する月です。

12 保険料の納付場所

納付書の裏面に記載されている場所でお支払いください。現年度分の納付書は、6～9月期と10～3月期に分けてお送りします。

なお、口座振替の方や特別徴収の方には納付書はお送りしておりません。

13 保険料の納期限

納期限は毎月末日です。ただし、末日が土・日曜日、休祝日及び金融機関休業日の場合は、翌営業日が納期限です。

加入者別内訳について

内容

- ・同一世帯で国民健康保険に加入している個人別の概算保険料が印字されています。
- ・加入者別の概算保険料は、端数調整をしているため、世帯の合計保険料と一致しない場合があります。
- ・保険料が最高限度額となっている世帯は、加入者の所得割額により按分して記載してあります。

保険料を負担する加入月

- ・国民健康保険料は、月の末日に加入していた場合、負担していただきます。
- ・月の途中で加入した場合でも、1か月分の保険料が発生します。
- ・月の途中で喪失した場合、その月の保険料は発生しません。
- ・保険料の負担が必要な月に「○・●・☆・★」いずれかの印を表示しています。ご負担いただく内容に応じて印が異なります。
- ・加入していない月に保険料納期の設定がある場合は、加入期間中の保険料を調整したのとなっています。

※年度途中で75歳に到達する方の国民健康保険料は、到達する月の前月分までの保険料を年度内に分割してお支払いいただきます。75歳に到達した月以降の国民健康保険料は含まれておりません。

お問合せ先

別記第三十号様式の二及び第三十一号様式を次のように改める。

東京都北区長

通知書番号	
記号番号	

年度 国民健康保険料 特別徴収仮徴収額通知書

納付義務者			
生年月日		性別	
徴収方法		特別徴収義務者	
特別徴収対象年金			

特別徴収仮徴収額	円	円
----------	---	---

期 別		
4月期（仮徴収額）	円	円
6月期（仮徴収額）	円	円
8月期（仮徴収額）	円	円
10月期（本徴収額）	本徴収期間（10月以降）の金額は、6月に送付する納入通知書でお知らせします。	
12月期（本徴収額）		
2月期（本徴収額）		

お問合せ先

(裏)

1 賦課する根拠

国民健康保険法第76条及び東京都北区国民健康保険条例第14条によります。

2 特別徴収について

世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満（当該年度の4月1日時点）の世帯の世帯主（国民健康保険加入者でない世帯主を除く。）であって、年間18万円以上の公的年金受給をしている方は、年金支給日に特別徴収（年金からの差引き）となります。

ただし、介護保険料及び国民健康保険料の合計額が、世帯主の介護保険料が特別徴収される年金額の2分の1を超える場合には、普通徴収になります。

また、ご希望の場合は、申出により特別徴収（年金からの差引き）を中止して口座振替を選択できる場合があります。

3 保険料の賦課

(1) 4月から8月までの保険料（仮徴収）は前年度の年間保険料（介護納付金賦課額を除く。）を基に計算します。

(2) 10月から翌年2月までの保険料（本徴収）は、当該年度の年間保険料から仮徴収の金額を差し引いて計算します。

4 不服の申立て

(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第31号様式 (第20条関係)

② 2

振替口座 加入者 東京都北区会計管理者

納付	自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	FR	種	納付額	納付
									延滞金	

記号番号	
通知書番号	
年度	
期(月)別	
保険料額	円
延滞金	円

合計金額 円

(ご注意) この用紙は直接機械に読ませますので、汚したりペンで止めたり、折ったりしないでください。

※(SMS利用) (ご注意) 金額を訂正した場合及びバーコードの印字がない場合、コンピュータソフト又はモバイル端末では納付できません。

振替口座 加入者 東京都北区会計管理者

② 2

振替口座 加入者 東京都北区会計管理者

納付	自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	FR	種	納付額	納付
									延滞金	

記号番号	
通知書番号	
年度	
期(月)別	
保険料額	円
延滞金	円

合計金額 円

額 収 日 付 印

主 管 課

東2

(主管課保費/本部控)

原 符

② 2

振替口座 加入者 東京都北区会計管理者

納付	自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	FR	種

記号番号	
通知書番号	
年度	
期(月)別	
保険料額	円
延滞金	円

合計金額 円

振替口座 加入者 東京都北区会計管理者

② 2

振替口座 加入者 東京都北区会計管理者

納付	自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	FR	種

記号番号	
通知書番号	
年度	
期(月)別	
保険料額	円
延滞金	円

合計金額 円

額 収 日 付 印

主 管 課

東2

(金融機関保費/店舗控)

東京都北区

納付書兼領収証書

②

東京都北区

納付書兼領収証書

②

額 収 日 付 印

主 管 課

「納めるところ」裏面
受付時間

領収書は2年間保存してください。(納付者控)

収入印紙不要

保険料額	円
延滞金	円
合計金額	円

合計金額 円

記号番号	
通知書番号	
年度	
期(月)別	

合計金額 円

額 収 日 付 印

主 管 課

「納めるところ」裏面
受付時間

領収書は2年間保存してください。(納付者控)

収入印紙不要

別記第三十三号様式から第三十六号様式までを次のように改める。

国民健康保険料延滞金減免申請書							
							年 月 日
東京都北区長 殿							
住所 (所在地) _____							
納付義務者 氏 名 _____							
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 } _____ 印 </div>							
職業 _____ 電話 _____							
(宛名番号 : _____)							
賦課 相当	科目	通 知 書 番 号	期 別	保 険 料 額 (円)	延滞金		備 考
					法律による 金額 (円)	減免額 (円)	
合 計							
減免を受けようとする事由							
連絡先				担当者			電話

国民健康保険料延滞金減免可否決定通知書

年 月 日

様

東京都北区長

印

年 月 日付の減免申請については、東京都北区国民健康保険条例施行規則第21条第1項第 号の規定に（該当する・該当しない）ものと認め、下記のとおり（許可・不許可）することにいたしましたので、通知いたします。

年 度	年度 国民健康保険料			
期 別	保 険 料 額	延 滞 金 の 額	減 免 す る 金 額	
月期分				
月期分				
月期分				
月期分				
月期分				
月期分				
月期分				
月期分				
月期分				
月期分				
合 計				
摘 要				
連絡先		担当者	電話	

不服の申立て

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都国民健康保険審査会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

国民健康保険料徴収猶予申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

住所 (所在地) _____

氏 名 _____
 (名称及び
 代表者氏名)

職業 _____ 電話 _____

										個人番号	
徴収猶予を受けようとする	金 額	賦課相当	科目	通知書番号	期別	(繰上日) 納期限	(督促日) 法定納期限等	保険料額	督促手数料	延滞金 法律による金額	備考
	合 計										
期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 月間										
徴収猶予を必要とする	理由										
	該当条項										
徴収猶予金額の納付計画	回	納付誓約日	曜日	納付誓約額	納付月日	納付金額	取扱者	備考			
担保提供	有・無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情									

国民健康保険料徴収猶予可否決定通知書

年 月 日

様

東京都北区長

印

年 月 日付の国民健康保険料徴収猶予申請については、国民健康保険法第77条及び東京都北区国民健康保険条例第23条の規定に（該当する・該当しない）ものとして、下記の（とおり・不許可の理由により）決定したので通知いたします。

年度		年度		記号番号		備考
徴収猶予申請金額				決定納付方法		備考
期別	保険料	延滞金	合計	納付予定日	納付予定金額	
月期分						
月期分						
月期分						
月期分						
月期分						
月期分						
月期分						
月期分						
月期分						
月期分						
月期分						
合計						
不許可の理由						
連絡先				担当者	電話	

不服の申立て

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都国民健康保険審査会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第四十号様式及び第四十一号様式を次のように改める。

第40号様式 (第24条関係)
(表)

納付書兼納入済通知書

振替口座 加入者 東京都北区会計管理者

② 2

原 件

振替口座 加入者 東京都北区会計管理者

③ 2

督促状兼領収証書

東京都北区

④

納	自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	F R 種	納付額	相下
								延滞金	

記号番号	
通知書番号	
年度	
期(月)別	
保険料額	円
延滞金	円
合計金額	円

納付しないのでございます。

納	自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	F R 種

記号番号	
通知書番号	
年度	
期(月)別	
保険料額	円
延滞金	円
合計金額	円

納付しないのでございます。

保険料額	円
延滞金	円
合計金額	円

納付しないのでございます。

記号番号	
通知書番号	
年度	
期(月)別	

(領収日付がないものは無効)

(ご注意) この用紙は直接機械に読み取らせていただきますので、
角じりペンで止めたり、折ったりしないでください。

領収	日	印
主 管 課		

(OSIS(納付)にご注意)金額を訂正した場合はバーコードの印字がない場合、コン
ピュートラスクスソフト又はeメールレシでは納付できません。

(主管理保管/本部控)

東 2

領収	日	計	口
口 数			
金 額	健	千	百
	十	万	千
	百	十	円
主管課			

(金融機関保管/店舖控)

領収書は2年間保存してください。(納付者控)

東京都北区長 印

「納めるところ」裏面
主管課
受付時間

領 収 書	領 収 日 付 印
額 取 書 (左記の金額がある納付金を受領しました)	
延滞金	
合計金額	

収入印紙不票

(裏)

表面のとおり保険料が未納となっております。この納付書で、指定納期限までに納めてください。

1 滞納処分

指定期限までに納付がない場合、滞納処分を実施することもあります。

2 不服の申立て

(1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都国民健康保険喚起委員会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過することになります。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。）。

イ 処分 処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
ウ その他裁決をできないことにつき正当な理由があるとき。

国民健康保険料 過誤納金還付兼充当通知書

あなたが支払った国民健康保険料は納め過ぎになりましたので通知いたします。
未納分がある場合は、下記の充当明細のとおり、過誤納分を充当しております。④. 還付額が生じた場合は、口座振替で還付いたしますので、同封の還付請求書にご記入の上、ご返送ください。

還付充当番号	過誤納理由
--------	-------

①. 合計過誤納額	-	②. 合計充当額	+	③. 還付加算金	=	④. 還付額
円		円		円		円

＜ 過 誤 納 明 細 ＞

科目 期月等	納付（入）年月日	賦課年度	相当年度	通知書番号		（単位：円）	
		納めるべき額		納付（入）済額		過誤納額	
		保険料	延滞金	保険料	延滞金	保険料	延滞金
①. 合計過誤納額							

＜ 充 当 明 細 ＞

（単位：円）

科目	賦課年度	相当年度	通知書番号	期月等	充当額	延滞金充当額	義務者名
②. 合計充当額							

この通知書の還付受領の時効は 年です。

この処分に不服がある場合の措置

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都国民健康保険審査会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問合せ先

別記第四十三号様式及び第四十三号様式の二を次のように改める。

国民健康保険料 過誤納金還付請求書 兼 振替依頼書

東京都北区長 殿

北 区 使 用 欄		
年	月	日

下記のとおり過誤納還付金を請求します。なお、請求金額は下記口座に振り込んでください。

還付充当番号		通知書番号	
科 目		過 誤 納 理 由	
賦 課 年 度		相 当 年 度	
納 付 義 務 者			
保険料 (円)	延滞金 (円)	還付加算金 (円)	請求金額 (円)

請求日 年 月 日

請 求 者	住所		
	氏名	フリガナ	
		納付義務者との関係 ()	印
電話番号	()		

振 込 先 金 融 機 関	※ どちらか選択	銀行等	銀行・農協 信用金庫 信用組合			支 店 本 店
			金融機関コード	支店コード	預金科目 1 普通 2 当座	口座番号 (右ヅメ)
		ゆうちょ銀行	金融機関コード 9900	記号 1	0	番号 (右ヅメ)

口座名義人	(フリガナ)
	(氏名)

*請求者と口座名義人が異なる場合、下記の委任状へご記入をお願いいたします。

委 任 状		
上記過誤納金の受領の権限について、上記口座名義人に委任します。		
年 月 日		
請 求 者	住所	
	氏名	フリガナ
		納付義務者との関係 ()
電話番号	()	

国民健康保険料控除通知書

番 号
年 月 日

様

東京都北区長

印

世帯主氏名		記号番号	
-------	--	------	--

年 月 日あなたの保険給付について一時差止めを行い、その後も保険料の納付をお願いしていたところですが、いまだに納付されていません。国民健康保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、国民健康保険法では滞納の方について、一時差止めの対象となっている保険給付費から保険料を控除することが定められています。したがって、国民健康保険法第63条の2第3項の規定に基づき、保険給付費から保険料を控除することと決定いたしましたので通知します。

[一時差止めの給付費の内容 (A)]

利用日	給付の内容	給付額
合	計	

[控除保険料額 (B)]

年度	期別	保険料額	納期限
合	計		

滞納保険料控除後の保険給付費支給額 (A - B)	
---------------------------	--

不服の申立て

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都国民健康保険審査会(東京都庁内)に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として(訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区国民健康保険条例施行規則別記第三号様式の五、第七号様式から第十号様式まで、第十六号様式、第十八号様式、第十八号様式の三の二、第十八号様式の四、第十九号様式、第三十号様式、第三十五号様式、第四十号様式及び第四十三号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用するこ
とができる。

東京都北区結核・精神医療給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する

令和二年十二月二十三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第八十五号

東京都北区結核・精神医療給付金の支給に関する規則の一部を改正する規則
東京都北区結核・精神医療給付金の支給に関する規則（平成十四年十二月東京都
北区規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式及び第六号様式を次のように改める。

年 月 日

様

東京都北区長

印

結核医療給付金受給者証不交付決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった結核医療給付金受給者証交付申請については、審査の結果、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

- 理由： 1 年度市町村民税課税のため
2 その他（ ）

被 保 険 者 氏 名	
被保険者証記号番号	—

不服の申立て

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問合せ先

年 月 日

様

東京都北区長

印

国保受給者証（精神通院）不交付決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった国保受給者証（精神通院）交付申請については、審査の結果、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

- 理由： 1 年度市町村民税課税のため
2 その他（ ）

被 保 険 者 氏 名	
被保険者証記号番号	—

不服の申立て

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問合せ先

別記第十二号様式及び第十三号様式を次のように改める。

年 月 日

様

東京都北区長



結核・精神医療給付金支給決定通知書

国民健康保険結核・精神医療給付金支給申請に対する給付金額が、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

記号番号			
受診者氏名	診療月	診療区分	支給額
		診療種別	
	年 月		円
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		

支給額合計 円

以下の指定口座に振り込みますので、ご確認ください。

金融機関名	
振込予定日	年 月 日

不服の申立て

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問合せ先

年 月 日

様

東京都北区長

印

結核・精神医療給付金不支給決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった結核・精神医療給付金支給申請については、審査の結果、下記の理由により不支給と決定したので通知します。

被 保 険 者 氏 名	
被保険者証記号番号	—

本件は、結核・精神医療給付金承認要件に該当しないため、不支給といたします。

不服の申立て

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都国民健康保険審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

お問合せ先

付 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十三日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第八十六号

東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成二十年三月東京都北区規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は後期高齢者医療保険料納入通知書（別記第一号様式）」を削り、同条第三項中「後期高齢者医療保険料変更納入通知書（別記第一号様式）」を「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書（別記第一号の三様式）」に改める。

第四条第二項中「後期高齢者医療保険料納入通知書」を「後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書」に改める。

第七条第二項中「後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書」を「後期高齢者医療保険料過誤納金還付兼充当通知書」に改め、「又は後期高齢者医療保険料過誤納金充当通知書（別記第六号の二様式）」を削り、同条第三項中「後期高齢者医療保険料過誤納金還付請求書兼送金依頼書」を「後期高齢者医療保険料過誤納金還付請求書兼振替依頼書」に改める。

別記第一号様式(表)を次のように改める。

後期高齢者医療保険料 納入通知書兼特別徴収決定通知書

東京都北区長

賦課年度		相当年度	
被保険者番号		賦課管理番号	
被保険者氏名			

保険料納付方法等

保険料徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	円

口座振替金融機関

金融機関	
口座番号	
口座名義人	

翌年度分仮徴収予定額開始通知について

仮徴収額	4月	6月	8月
特別徴収額	円	円	円

※翌年度4月から8月まで、介護保険法第140条第1項の規定の準用により、仮徴収を実施します。この場合の保険料（月額）は今年度2月の保険料と同額になりますのでお知らせします。

期割保険料額

月	保 険 料 額	
	普通徴収	特別徴収
4月	円	円
5月	円	円
6月	円	円
7月	円	円
8月	円	円
9月	円	円
10月	円	円
11月	円	円
12月	円	円
1月	円	円
2月	円	円
3月	円	円
計	円	円
合計額	円	

別記第一号様式(裏)中「東京都後期高齢者医療広域連合」を「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に關する条例」に、「又は」を「、」に改める。

別記第一号の二様式の次に次の一様式を加える。

後期高齢者医療保険料 納入通知書兼特別徴収決定通知書

東京都北区長

賦課年度		相当年度	
被保険者番号		賦課管理番号	
被保険者氏名			

口座振替金融機関

金融機関	
口座番号	
口座名義人	

翌年度分仮徴収予定額開始通知について

仮徴収額	4月	6月	8月
特別徴収額	円	円	円

※翌年度4月から8月まで、介護保険法第140条第1項の規定の準用により、仮徴収を実施します。この場合の保険料（月額）は今年度2月の保険料と同額になりますのでお知らせします。

期割保険料額

月	変更後の保険料額		変更前の保険料額	
	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収
4月	円	円	円	円
5月	円	円	円	円
6月	円	円	円	円
7月	円	円	円	円
8月	円	円	円	円
9月	円	円	円	円
10月	円	円	円	円
11月	円	円	円	円
12月	円	円	円	円
1月	円	円	円	円
2月	円	円	円	円
3月	円	円	円	円
計	円	円	円	円
合計額	円		円	

(裏)

1. 保険料を賦課する根拠
保険料の賦課額については、高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第4条によります。
2. 納付義務者
納付義務者は、被保険者本人です。また、世帯主及び配偶者は高齢者の医療の確保に関する法律第108条において連帯納付義務を負います。
3. 不服申立て及び取消訴訟
この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東京都後期高齢者医療審査会（東京都庁内）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
処分の取消しの訴えについては、上記の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、保険料の賦課額については東京都後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において東京都後期高齢者医療広域連合を代表する者は東京都後期高齢者医療広域連合長となります。）、納入通知書については東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
4. 収入科目
(款) 後期高齢者医療保険料 (項) 後期高齢者医療保険料 (目) 特別徴収保険料・普通徴収保険料
5. 算定方法（賦課額）
保険料算出方法は次のとおりです。
保険料額＝均等割額＋所得割額（賦課の基となる所得金額×所得割率）
なお、4月1日以降に保険料の納付義務が発生又は消滅したときは月割りにて算定します。
6. 保険料の軽減
 - (1) 均等割額の軽減
前年の同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員及び世帯主の総所得金額等を合計した額を基に、保険料の均等割額が7.75割、7割、5割又は2割軽減されます。
※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減判定する対象となります。
※軽減判定は、当該年度の4月1日（新たに制度の対象となった方は資格取得時）における世帯状況により行います。
 - (2) 所得割額の軽減
被保険者の賦課の基となる所得金額により所得割額が、5割又は2.5割軽減されます。
 - (3) 社保被扶養者に対する軽減
後期高齢者医療の対象となった日の前日まで会社の健康保険等（国保・国保組合は除く。）の被扶養者であった方については、後期高齢者医療被保険者となった月から、所得割額は課されず、資格を取得してから2年を経過する月まで、均等割額が5割軽減されます。
7. 保険料の減免
災害等により生活が著しく困難になり、保険料の減免・徴収猶予を受けようとする場合には、お早めにご相談ください。
8. 保険料の還付
資格の異動などにより保険料が納めすぎとなった場合は、保険料をお返しします。該当する方には、後日通知をお送りします。
9. 保険料を納めなかった場合
 - (1) 延滞金
納期までに納めないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、延滞金が増加されます。
 - (2) 督促及び滞納処分
保険料を滞納したときは、督促状によって督促を受けるほか地方税法の例により滞納処分を受けることになります。
 - (3) 短期被保険者証の交付
保険料を納めないときは、通常の被保険者証よりも有効期限の短い短期被保険者証が交付されることがあります。
 - (4) 被保険者証の返還と資格証明書の交付
1年間保険料を納めないときは、被保険者証を返還していただき、代わりに資格証明書が交付されます。資格証明書で診療を受けた場合は、診療費用の全額を支払い、後日保険給付分を申請していただくこととなります。
 - (5) 保険給付の支払の一時差止め及び保険給付費からの滞納保険料の控除
1年6箇月間保険料を納めないときは、保険給付の全額又は一部の支払が一時差止められます。その後も滞納保険料を納めない場合は、差止められた保険給付の額から滞納保険料額を控除することがあります。
10. 保険料の納期限
納期限は毎月末日です。ただし、末日が土・日曜日、休休日及び金融機関休業日の場合は、翌営業日が納期限です。

別記第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

納付書兼納入済通知書		原 符		納付書兼領収証書																																																																													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">納 自治体コード</td> <td style="width: 15%;">科目</td> <td style="width: 15%;">年度</td> <td style="width: 15%;">期別</td> <td style="width: 15%;">通知書番号</td> <td style="width: 15%;">年度</td> <td style="width: 15%;">FR 種</td> <td style="width: 15%;">納付額</td> <td style="width: 15%;">FR 種</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">保険料額</td> <td style="text-align: right;">延滞金</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	納 自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	FR 種	納付額	FR 種										保険料額							延滞金			<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">納 自治体コード</td> <td style="width: 15%;">科目</td> <td style="width: 15%;">年度</td> <td style="width: 15%;">期別</td> <td style="width: 15%;">通知書番号</td> <td style="width: 15%;">年度</td> <td style="width: 15%;">FR 種</td> <td style="width: 15%;">FR 種</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	納 自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	FR 種	FR 種									<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">納 自治体コード</td> <td style="width: 15%;">科目</td> <td style="width: 15%;">年度</td> <td style="width: 15%;">期別</td> <td style="width: 15%;">通知書番号</td> <td style="width: 15%;">年度</td> <td style="width: 15%;">FR 種</td> <td style="width: 15%;">FR 種</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	納 自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	FR 種	FR 種									<p>監督口座 加入者</p> <p>東京都北区会計課課長</p>	<p>監督口座 加入者</p> <p>東京都北区会計課課長</p>	<p>監督口座 加入者</p> <p>東京都北区会計課課長</p>																
納 自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	FR 種	納付額	FR 種																																																																									
保険料額							延滞金																																																																										
納 自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	FR 種	FR 種																																																																										
納 自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	FR 種	FR 種																																																																										
<p>公 2</p>		<p>公 2</p>		<p>公</p>																																																																													
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">被保険者番号</td> <td style="width: 20%;">通知書番号</td> <td style="width: 20%;">年 度</td> <td style="width: 20%;">期 (月) 別</td> <td style="width: 20%;">保 険 料 額</td> <td style="width: 20%;">延 滞 金</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">合計金額 円</td> </tr> </table>	被保険者番号	通知書番号	年 度	期 (月) 別	保 険 料 額	延 滞 金					円	円	合計金額 円						<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">被保険者番号</td> <td style="width: 20%;">通知書番号</td> <td style="width: 20%;">年 度</td> <td style="width: 20%;">期 (月) 別</td> <td style="width: 20%;">保 険 料 額</td> <td style="width: 20%;">延 滞 金</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: right;">合計金額 円</td> </tr> </table>	被保険者番号	通知書番号	年 度	期 (月) 別	保 険 料 額	延 滞 金					円	円	合計金額 円						<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">保険料額</td> <td style="width: 20%;">延滞金</td> <td style="width: 20%;">合計金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	保険料額	延滞金	合計金額	円	円	円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">被保険者番号</td> <td style="width: 20%;">通知書番号</td> <td style="width: 20%;">年 度</td> <td style="width: 20%;">期 (月) 別</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	被保険者番号	通知書番号	年 度	期 (月) 別					<p>（領収日付印がないものは無効）</p>																											
被保険者番号	通知書番号	年 度	期 (月) 別	保 険 料 額	延 滞 金																																																																												
				円	円																																																																												
合計金額 円																																																																																	
被保険者番号	通知書番号	年 度	期 (月) 別	保 険 料 額	延 滞 金																																																																												
				円	円																																																																												
合計金額 円																																																																																	
保険料額	延滞金	合計金額																																																																															
円	円	円																																																																															
被保険者番号	通知書番号	年 度	期 (月) 別																																																																														
<p>（ご注意）この用紙は直営機関に送まれますので、汚したりヒツでなめたり、折ったりしないでください。</p>		<p>領 取 日 付 印</p>		<p>領 取 日 付 印</p>																																																																													
<p>取りまとめ店 主管課</p>		<p>日 計</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">口数</td> <td style="width: 20%;">日</td> <td style="width: 20%;">計</td> <td style="width: 20%;">口</td> <td style="width: 20%;">付</td> <td style="width: 20%;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">總</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">百</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">十</td> <td style="text-align: center;">万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">百</td> <td style="text-align: center;">十</td> <td style="text-align: center;">百</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">十</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">十</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>金額 主管課</p>		口数	日	計	口	付	印				總	千	百				十	万	千				百	十	百				十	千	十				円			<p>日 計</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">口数</td> <td style="width: 20%;">日</td> <td style="width: 20%;">計</td> <td style="width: 20%;">口</td> <td style="width: 20%;">付</td> <td style="width: 20%;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">總</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">百</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">十</td> <td style="text-align: center;">万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">百</td> <td style="text-align: center;">十</td> <td style="text-align: center;">百</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">十</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">十</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>金額 主管課</p>		口数	日	計	口	付	印				總	千	百				十	万	千				百	十	百				十	千	十				円			<p>「納めるところ」裏面</p> <p>主管課 電話 受付時間</p>		<p>領収書は2年間保存してください。（納付者印）（収納代行会社） 記入印紙不要</p>	
口数	日	計	口	付	印																																																																												
			總	千	百																																																																												
			十	万	千																																																																												
			百	十	百																																																																												
			十	千	十																																																																												
			円																																																																														
口数	日	計	口	付	印																																																																												
			總	千	百																																																																												
			十	万	千																																																																												
			百	十	百																																																																												
			十	千	十																																																																												
			円																																																																														
<p>（主管課保管/本部控） （収納代行会社） 東 2</p>		<p>（金融機関保管/店舗控） （収納代行会社）</p>		<p>（領収日付印がないものは無効）</p>																																																																													

第3号様式（第5条関係）

後期高齢者医療保険料延滞金減免申請書									
					年	月	日		
<p style="margin-left: 20px;">東京都北区長 殿</p> <p style="margin-left: 100px;">住所（所在地） _____</p> <p style="margin-left: 50px;">納付義務者 氏 名 _____</p> <p style="margin-left: 100px;">〔名称及び代表者氏名〕 _____ 印</p> <p style="margin-left: 100px;">職業 _____ 電話 _____</p> <p style="text-align: right;">（宛名番号： _____）</p>									
賦課相当	科目	通知書番号	期別	保険料額 (円)	延滞金	減免額 (円)	備考		
					法律による金額 (円)				
合 計									
減免を受けようとする事由									
連絡先				担当者			電話		

別記第五号様式(表)を次のように改める。

納付書兼納入済通知書									
振替口座		加入者		東京都北区会計管理課		公		2	
納	自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	F R	種	納付額
									円
									延滞金
									円
被保険者番号									
通知書番号									
年度									
期(月)別									
保険料額									
延滞金									
合計金額									
円									
<small>(ご注観) この用紙は直接機械に送ませますので、汚したりビツでとめたり、折ったりしないでください</small>									
取りまとめ店					領収日付印				
主管課					<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>				
主管課									
(主管課保管/本部控) (収納代行会社) 東2									

原符									
振替口座		加入者		東京都北区会計管理課		公		2	
納	自治体コード	科目	年度	期別	通知書番号	年度	F R	種	
被保険者番号									
通知書番号									
年度									
期(月)別									
保険料額									
延滞金									
合計金額									
円									
<small>「納めるところ」裏面</small> <small>主管課</small> <small>電話</small> <small>受付時間</small>									
口数					領収日付印				
金額					<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>				
主管課									
(金融機関保管/店舗控) (収納代行会社)									

督促状兼領収証書									
振替口座		加入者		東京都北区会計管理課		公		2	
被保険者番号									
通知書番号									
年度									
期(月)別									
保険料額									
延滞金									
合計金額									
円									
<small>領収書は2年間保存してください。(納付者控) (収納代行会社) 収入印紙不要</small>									
領収日付印					<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>				
主管課									
(主管課保管/本部控) (収納代行会社)									

別記第六号様式を次のように改める。

別記第六号の二様式を削る。
別記第七号様式を次のように改める。

後期高齢者医療保険料 過誤納金還付請求書 兼 振替依頼書

東京都北区長 殿

北 区 使 用 欄
年 月 日

下記のとおり過誤納還付金を請求します。なお、請求金額は下記口座に振り込んでください。

還付充当番号		通知書番号	
科 目		過誤納理由	
賦課年度		相当年度	
被 保 険 者			
保険料(円)	延滞金(円)	還付加算金(円)	請求金額(円)

請求日 年 月 日

請 求 者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
電話番号	()	

振込先金融機関	※どちらか選択	銀行等	銀行・農協 信用金庫 信用組合			支 店 本 店
			金融機関コード	支店コード	預金科目	口座番号(右ツメ)
					1 普通 2 当座	
		ゆうちょ銀行	金融機関コード	記号		番号(右ツメ)
		9900	1	0		

口座名義人	(フリガナ)
	(氏名)

*請求者と口座名義人が異なる場合、下記の委任状へご記入をお願いいたします。

委 任 状		
上記過誤納金の受領の権限について、上記口座名義人に委任します。		
年 月 日		
請 求 者	住所	〒
	フリガナ	
	氏名	
電話番号	()	

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区後期高齢者医療に関する条例施行規則別記第三号様式、第五号様式及び第七号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十二月二十五日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第八十七号

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区介護保険条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

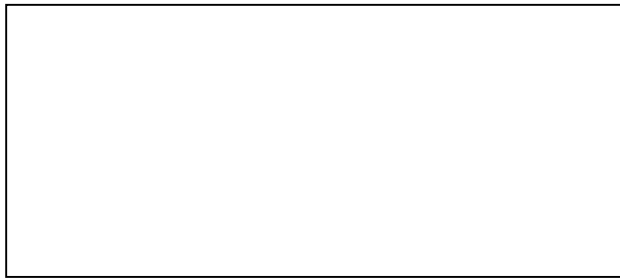
第三十九条中「介護保険簡易申告書」を「介護保険料簡易申告書」に改める。

第四十一条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第二項中「過誤納金還付・充当通知書」を「介護保険料過誤納金還付兼充当通知書」に改める。

第四十二条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第一項中「過誤納金還付・充当通知書」を「介護保険料過誤納金還付兼充当通知書」に改め、同条第二項中「過誤納金還付請求書兼振替依頼書」を「介護保険料過誤納金還付請求書兼振替依頼書」に改める。

別記第三十九号様式を次のように改める。

別記第四十三号様式から第四十五号様式までを次のように改める。



この申告書は、北区に所得税・住民税の情報がない方にお送りしています。

今年度の介護保険料を算定するに当たり、年度の所得税・住民税（年 月～年 月までの収入状況）の情報がないため、介護保険料の計算ができません。

下記の申告書(太枠内)に必要事項を記入・押印の上、至急ご提出ください。

なお、所得税・住民税の申告を申告期限後になされた方は、いつ頃・どこに提出したかをお知らせください。

【問合せ先】

電話

介護保険料簡易申告書

北区長様

年 月 日

住所		電話番号	世帯主名
被保険者氏名・生年月日		職業	収入の種類(該当に○印)
氏名	生年月日 〔 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日〕	給与・パート・アルバイト	年 1年間の収入 円
		公的年金(国民・厚生・共済など)	円
		事業・営業・不動産	円
		上記以外の収入	円
住民税 課税・非課税 (該当に○)		合計所得金額(納税通知書等に記載)	円

※昨年中上記の収入がなかった方は、下記のうち該当する項目に○印をして、必要事項を記入してください。

1. 下記の人に扶養(援助)されていた。

氏名〔〕続柄〔〕

住所〔〕電話番号〔〕

2. 学生だった。学校名〔〕卒業(又は卒業予定)〔年 月 日〕

3. 雇用(失業)保険を受給していた。受給期間〔年 月～月〕

4. 遺族年金等を受給していた。イ・遺族年金 口・障害年金 ハ・老齢福祉年金

ニ・その他() 受給金額 円

5・その他(どのように生計を立てていたかを記入してください。)

〔〕

送付日	<input type="text"/>	受付・入力日	<input type="text"/>	担当者	<input type="text"/>
-----	----------------------	--------	----------------------	-----	----------------------

(異)

[納めるところ]

1 指定期限までに納付がない場合、地方税法の滞納処分の例により滞納処分を受けられます。

2 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都介護保険審査会に対し審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表するものは東京都北区長になります。）提起することができます。ただし、当該採決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後（次の①から③までのいずれれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。

① 審査請求があった日の翌日から3箇月を経過しても裁判がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ

別記第四十七号様式を次のように改める。

介護保険料 過誤納金還付請求書 兼 振替依頼書

東京都北区長 殿

下記のとおり過誤納還付金を請求します。なお、請求金額は下記口座に振り込んでください。

還付充当番号		通知書番号	
科目		過誤納理由	
賦課年度		相当年度	
被保険者			

保険料(円)	延滞金(円)	還付加算金(円)	請求金額(円)

請求日 年 月 日

請求者	住所	〒									
	氏名	フリガナ 被保険者とのご関係()									
	電話番号	()									

振込先金融機関	※どちらか選択	銀行等	銀行・農協 信用金庫 信用組合									
			金融機関コード	支店コード	預金種目	口座番号(右ツメ)						
			1 普通									
	ゆうちょ銀行	金融機関コード	記号					番号(右ツメ)				

口座名義人	(フリガナ)
	(氏名)

* 請求者と口座名義人が異なる場合、下記の委任状へご記入をお願いいたします。

委任状

上記過誤納金の受領の権限について、上記口座名義人に委任します。

年 月 日

請求者	住所	〒									
	氏名	フリガナ									
	電話番号	()									

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区介護保険条例施行規則別記第四十三号様式、第四十四号様式及び第四十七号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。